

(原子力災害対策関係)

第4部 基礎データ

第4部 基礎データ

4-1 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所施設の概要

		1号機	2・3・4・5号機	6・7号機
電気出力		110万kW		135.6万kW
原子炉	型式	沸騰水型軽水炉 (BWR-5)		改良型沸騰水型軽水炉 (ABWR)
	熱出力	329.3万kW		392.6万kW
	圧力	約6.93MPa		約7.07MPa
	温度	約286℃		約287℃
	冷却水再循環方式	再循環ポンプ2台+ジェットポンプ20台		インターナルポンプ10台
圧力容器	高さ	約22m		約21m
	内径	約6.4m		約7.1m
	最少肉厚	約160mm		約170mm
	全重量	約750t		約910t
格納容器	型式	MARK II (鋼製円すい型)	MARK II改良型 (鋼製つりがね型)	RCCV (鉄筋コンクリート製 鋼製内張円筒型)
	円筒部直径	約26m	約29m	
	高さ	約47m	約48m	約36m
タービン	型式	くし型6流排気式		くし型6流排気再熱再生復水式
	蒸気圧力	約6.55MPa		約6.69MPa
	蒸気温度	282℃		284℃
	最終段翼長	41inch		52inch

燃料	種類	二酸化ウラン	
	全ウラン	約132t	約150t
	集合体	764体	872体
制御棒	本数	185本	205本
	駆動機構	水圧駆動	水圧駆動+電動駆動
排気筒高さ(排気口高さ)		標高 約160m	標高 約85m
海水冷却水量		約78 m ³ /秒	約92 m ³ /秒

営業運転開始年月日

1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
1985年9月18日	1990年9月28日	1993年8月11日	1994年8月11日	1990年4月10日	1996年11月7日	1997年7月2日

【出典】新潟県地域防災計画 原子力災害対策編 資料編

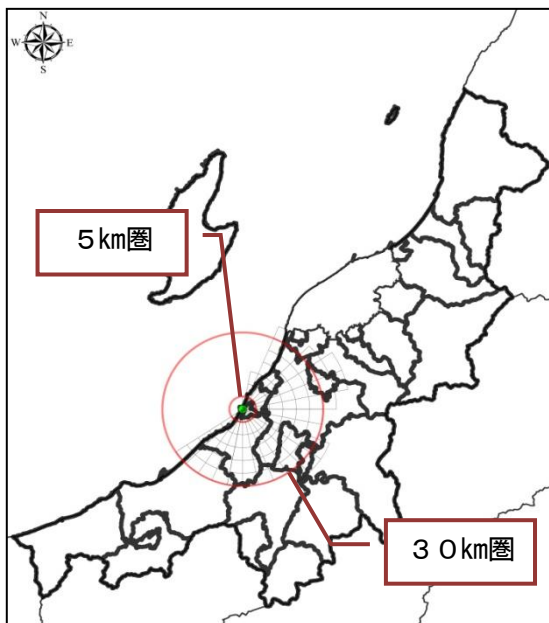
4-2 新潟県における原子力災害対策重点区域

< 原子力災害対策重点区域 >

区分	範囲	対象市町村
即時避難区域：PAZ (Precautionary Action Zone) 予防的防護措置を準備する区域	発電所を中心とする半径 おおむね5キロメートル圏	柏崎市の一部 刈羽村
避難準備区域：UPZ (Urgent Protective action Planning Zone) 緊急時防護措置を準備する区域	発電所を中心とする半径 おおむね5～30キロメートル圏	柏崎市の一部 長岡市の一部 小千谷市 十日町市の一部 見附市 燕市の一部 上越市の一部 出雲崎町

【出典】新潟県地域防災計画 原子力災害対策編

《 参考 》



左図は、即時避難区域 (PAZ) 及び避難準備区域 (UPZ) のそれぞれの目安となる柏崎刈羽原子力発電所からの距離を示したものである。

【出典】原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針 Ver.2

4-3 原子力災害対策重点区域の人口

令和3年4月1日現在

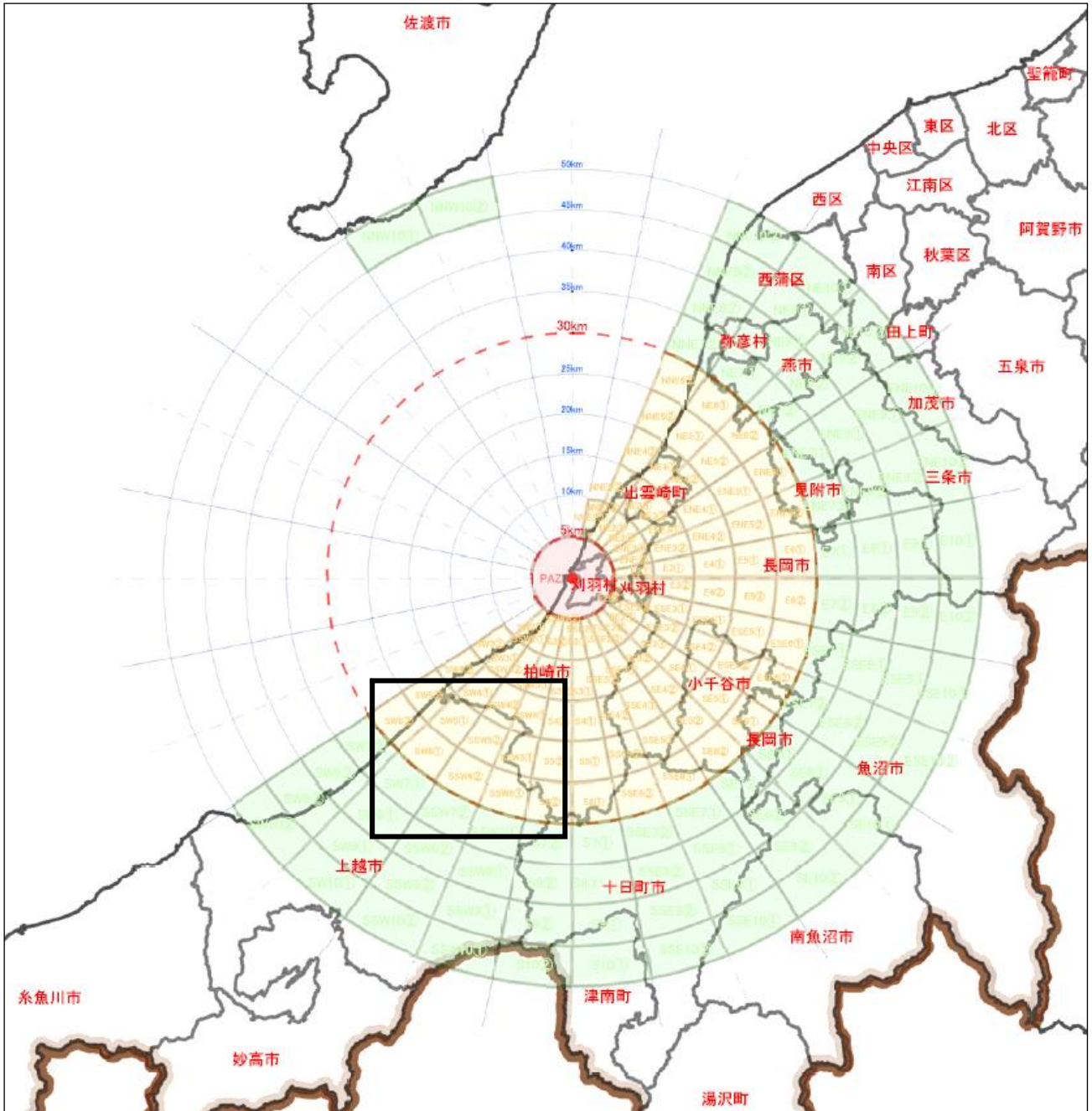
区分	市町村名	原子力災害対策を重点的に 充実すべき区域	人口（人）
即時避難区域 (PAZ)	柏崎市	高浜コミュニティ 荒浜コミュニティ 松波地区コミュニティ 南部コミュニティ 二田地区コミュニティ 中通コミュニティ 西中通コミュニティ	14,800
	刈羽村	村内全域	4,500
	小計（A）		19,300

区分	市町村名	原子力災害対策を重点的に 充実すべき区域	人口（人）
避難準備区域 (UPZ)	柏崎市	即時避難区域を除く市内全域	66,300
	長岡市	栃尾地域を除く市内全域	248,500
	燕市	市内大河津分水路左岸全域	400
	見附市	市内全域	39,900
	小千谷市	市内全域	34,300
	十日町市	十日町地域の一部、川西地域の一部、 松代地域の一部	6,100
	上越市	柿崎区及び吉川区の全域 浦川原区、大島区、大潟区の区域の一部	13,700
	出雲崎町	町内全域	4,300
小計（B）		413,500	
合計（A+B）			432,800

※ 人口の算出条件：100人単位として、100人未満の場合は切り上げ

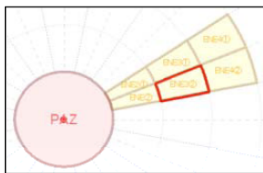
【出典】新潟県原子力災害広域避難計画

4-4 32方位・5km同心円メッシュ図



方位は、原子力発電所の中心から32方位とする。
 また、原子力発電所から5kmごとに同心円を描き、2～10までの番号で示す。そして、方位と番号の組合せで区域名を示す。同じ区域名のうち、時計回りに①、②の番号で示す。

(例)「ENE3②」は原子力発電所からENE方向の10～15kmで、南側の区域を表す。

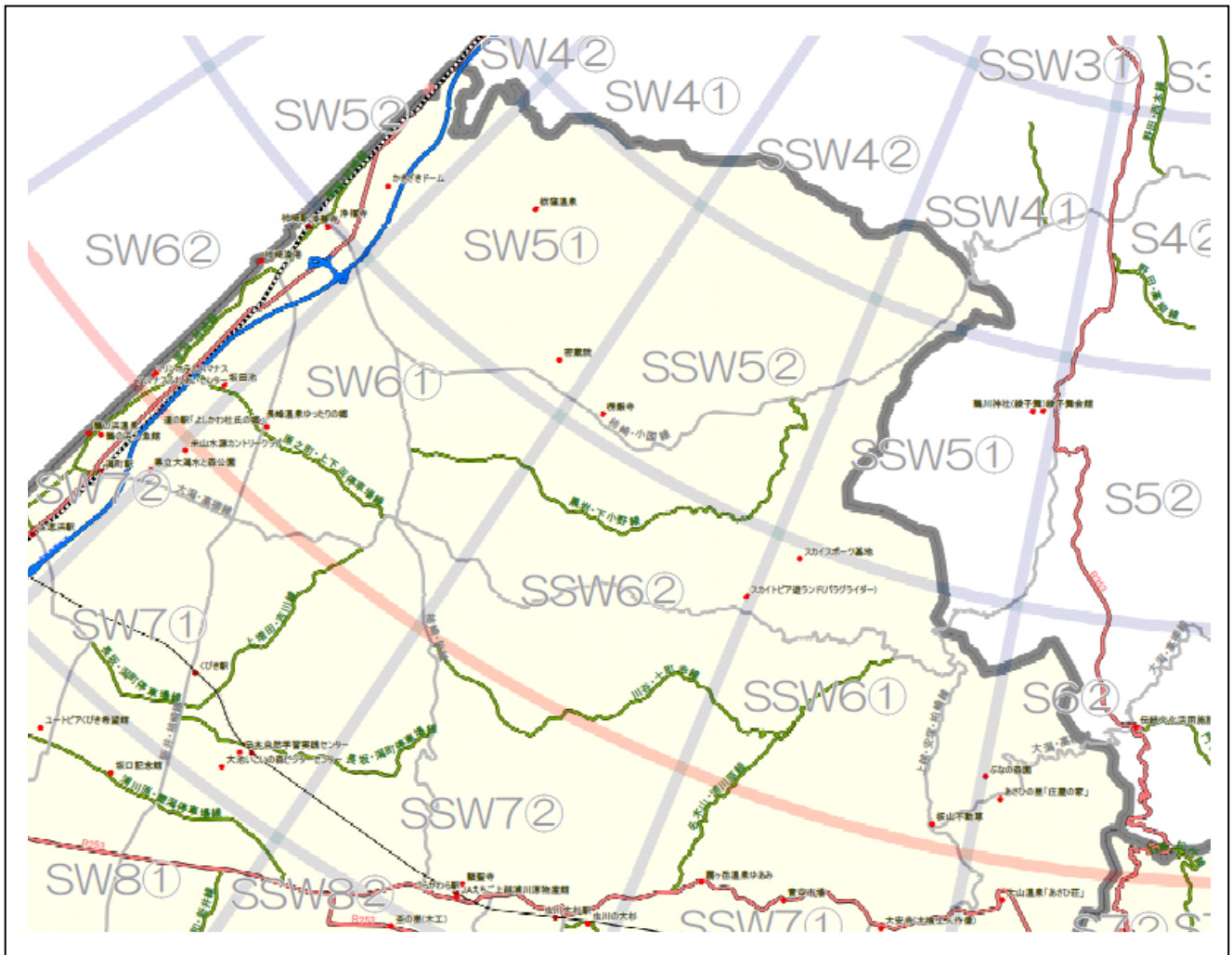


柏崎刈羽原子力発電所の中心の考え方は、「1号機及び2号機の排気筒」と、「5号機の排気筒」を結んだ中間点とする。(新潟県原子力安全対策課に確認)

【出典】

実効性のある避難計画(暫定版)～避難・屋内退避・避難者受入に対する共通の考え方～資料編一

◆ 32方位・5km同心円メッシュ図（上越市域UPZ拡大）



第4部 基礎データ

4-5 小・中学校、保育所等一覧

(令和5年4月1日現在)

【小・中学校】

地区	名称	住所	電話番号	メッシュ番号 (UPZ内)
高田区	大手町小学校	大手町 2-20	025-524-6160	
	東本町小学校	東本町 2-2-7	025-523-2446	
	南本町小学校	南本町 3-9-1	025-523-2445	
	上越教育大学附属小学校	西城町 1-7-1	025-523-3610	
	大町小学校	大町 3-2-32	025-523-7245	
	城北中学校	栄町 4-24	025-523-7266	
	城東中学校	本城町 4-60	025-522-1168	
	城西中学校	南新町 3-3	025-523-7222	
	上越教育大学附属中学校	本城町 6-2	025-523-5313	
新道区	富岡小学校	大字富岡 3117	025-523-2843	
	稲田小学校	稲田 1-6-7	025-523-2864	
金谷区	黒田小学校	大字黒田 463-1	025-523-3811	
	飯小学校	大字飯 1946	025-523-3810	
	高田西小学校	大貫 2-1-1	025-525-1501	
諏訪区	諏訪小学校	大字上真砂 2040	025-520-2103	
和田区	和田小学校	大字上箱井 202	025-523-3330	
	大和小学校	大和 2-13-3	025-523-5392	
津有区	戸野目小学校	大字戸野目 682	025-524-1275	
	上雲寺小学校	大字上雲寺 16	025-528-4055	
	雄志中学校	大字下池部 707	025-523-2404	
春日区	春日小学校	大豆 1-13-11	025-523-3859	
	高志小学校	木田 3-1-25	025-523-3858	
	春日中学校	春日野 1-9-3	025-522-4811	
三郷区	三郷小学校	大字長者町 442-1	025-523-3559	
高士区	高士小学校	大字高津 49	025-528-4014	
直江津区	直江津小学校	住吉町 3-5	025-543-2645	
	直江津南小学校	中央 1-7-1	025-543-2219	
	国府小学校	五智 4-1-10	025-543-2484	
	直江津中学校	西本町 4-15-2	025-543-2701	
	直江津中等教育学校	西本町 4-20-1	025-543-2325	

地区	名 称	住 所	電話番号	メッシュ番号 (UPZ 内)
有田区	有田小学校	大字安江 42	025-531-3055	
	春日新田小学校	大字春日新田 1274	025-543-4256	
	直江津東中学校	大字安江 282-1	025-543-2729	
八千浦区	八千浦小学校	大字下荒浜 782-1	025-543-2784	
	八千浦中学校	大字下荒浜 879	025-543-2783	
保倉区	保倉小学校	大字上吉野 146-2	025-520-2050	
北諏訪区	北諏訪小学校	大字上千原 165	025-543-3514	
谷浜・桑取区	谷浜小学校	大字有間川 445	025-546-2012	
	潮陵中学校	大字西戸野 24	025-546-2011	
安塚区	安塚小学校	安塚区安塚 2575	025-592-2017	
	安塚中学校	安塚区石橋 6	025-592-2022	
浦川原区	浦川原小学校	浦川原区横川 321	025-599-2200	
	浦川原中学校	浦川原区顕聖寺 350	025-599-2230	
大島区	大島小学校	大島区大平 3735	025-594-3132	
	大島中学校	大島区上達 600	025-594-3114	
牧区	牧小学校	牧区国川 1550-1	025-533-5009	
	牧中学校	牧区小川 1752	025-533-5023	
柿崎区	柿崎小学校	柿崎区柿崎 601-1	025-536-3126	SW6②
	上下浜小学校	柿崎区上下浜 569	025-536-2382	SW6②
	下黒川小学校	柿崎区柳ヶ崎 707	025-536-2467	SW6①
	柿崎中学校	柿崎区法音寺 392-1	025-536-2496	SW5②
大潟区	大潟町小学校	大潟区土底浜 1621	025-534-2028	
	大潟町中学校	大潟区潟町 575	025-534-2135	
頸城区	南川小学校	頸城区上吉 414	025-530-2027	
	大瀧小学校	頸城区百間町 1134	025-530-2018	
	明治小学校	頸城区日根津 2929	025-530-2406	
	頸城中学校	頸城区潟口 60	025-530-2405	
吉川区	吉川小学校	吉川区原之町 1819-1	025-548-2014	SW6①
	吉川中学校	吉川区下町 1130	025-548-2017	SW6①
中郷区	中郷小学校	中郷区二本木 704	0255-74-2010	
	中郷中学校	中郷区二本木 663	0255-74-2032	

第4部 基礎データ

地区	名 称	住 所	電話番号	メッシュ番号 (UPZ内)
板倉区	板倉小学校	板倉区針 1129	0255-78-2004	
	豊原小学校	板倉区高野 730-4	0255-78-2006	
	板倉中学校	板倉区針 1034-1	0255-78-2013	
清里区	清里小学校	清里区岡嶺新田 180	025-528-4634	
	清里中学校	清里区岡野町 1525	025-528-4068	
三和区	里公小学校	三和区鴨井 710	025-532-2014	
	上杉小学校	三和区今保 584	025-532-2052	
	美守小学校	三和区本郷 668	025-532-2606	
	三和中学校	三和区島倉 2267	025-532-2024	
名立区	宝田小学校	名立区車路 290	025-531-6222	
	名立中学校	名立区赤野俣 532-1	025-537-2204	

【保育所・幼稚園・認定こども園】

地区	名 称	住 所	電話番号	メッシュ番号 (UPZ内)
高田区	南新町保育園	南新町 2-15	025-523-4847	
	東本町保育園	東本町 3-6-27	025-523-3767	
	高田大谷保育園	寺町 2-24-8	025-523-5578	
	こがね保育園	京田 132-10	025-523-6206	
	ひがししろこども園	東城町 1-2-5	025-523-4846	
	マリア愛児園	西城町 2-3-12	025-523-6006	
	和同保育園	仲町 6-4-28	025-523-3583	
	高田幼稚園	大手町 5-37	025-523-2895	
	認定こども園明照幼稚園	寺町 3丁目 8-20	025-525-1500	
	認定こども園もみじ幼稚園	西城町 3丁目 9-17	025-523-2463	
	認定こども園上越カトリック天使幼稚園	西城町 2丁目 4-4	025-523-5071	
	いずみアイこども園	南新町 1-5	025-524-1177	
新道区	稲田保育園	稲田 1-6-1	025-523-3598	
	子安保育園	大字鴨島 298-2	025-525-8416	
	富岡保育園	大字富岡 3003-12	025-522-4860	
	認定こども園なかよし保育園	稲田 3-6-6	025-523-2338	
	ほたる保育園	飯 1955	025-523-3451	
金谷区	くろだ保育園	黒田 601	025-523-4413	
	城西保育園	上中田 1134-7	025-524-7332	
	森のこども園てくてく	下正善寺 527	025-520-9122	

地区	名 称	住 所	電話番号	メッシュ番号 (UPZ 内)
諏訪区	諏訪保育園	大字上真砂 32-2	025-520-2532	
和田区	大和保育園	大和 2-12-43	025-524-6770	
	和田保育園	大字上箱井 552-1	025-525-7180	
津有区	戸野目保育園	大字戸野目 136	025-524-1403	
	上雲寺保育園	大字上雲寺 3	025-528-4478	
春日区	つちはし保育園	土橋 2455	025-522-6301	
	かすが保育園	春日山町 1-3-23	025-524-1404	
	たちばな春日認定こども園	春日山町 3-1-39	025-522-3304	
	大曲こども園	新光町 1-10-14	025-525-7181	
	高志こども園	木田新田 1-1-7	025-525-7141	
	上越教育大学附属幼稚園	山屋敷町 1	025-521-3697	
三郷区	三郷保育園	大字本長者原 118-4	025-524-1402	
高士区	高士保育園	大字飯田 1322-1	025-528-4130	
直江津区	五智保育園	五智 3-20-2	025-543-2561	
	なおえつ保育園	西本町 4-17-6	025-544-7082	
	たちばな認定こども園	中央 1-14-31	025-520-9125	
	聖母マリアこども園	五智 1-5-3	025-543-4363	
	真行寺幼稚園	中央 5-1-1	025-543-2829	
有田区	有田保育園	安江 1-6-30	025-543-7595	
	下門前保育園	下門前 1930	025-543-3133	
	マハヤナ幼稚園 ミルフィーク保育園	下門前 1817	025-545-0881 025-543-3636	
	門前にここにこども園	下門前 1910	025-545-6600	
	聖上智オリーブこども園	春日新田 2-9-7	025-543-3804	
八千浦区	夷浜保育園	大字夷浜 154	025-543-2540	
	やちほ保育園	大字上荒浜 41-1	025-543-5316	
保倉区	保倉保育園	大字下吉野 403	025-520-2004	
北諏訪区	北諏訪保育園	大字上千原 580	025-543-3518	
谷浜・桑取区	たにはま保育園	有間川 424-1	025-546-2277	
安塚区	安塚保育園	安塚区安塚 1341-5	025-592-2021	
浦川原区	うらがわら保育園	浦川原区顕聖寺 767	025-595-3301	
大島区	大島保育園	大島区大平 5114-1	025-594-3032	
牧区	牧保育園	牧区小川 1802-1	025-533-5139	

第4部 基礎データ

地区	名 称	住 所	電話番号	メッシュ番号 (UPZ 内)
柿崎区	柿崎第一保育園	柿崎区柿崎 5866-1	025-536-2563	SW6②
	柿崎第二保育園	柿崎区柿崎 7051-1	025-536-2025	SW5②
	上下浜保育園	柿崎区上下浜 446	025-536-2105	SW6②
	下黒川保育園	柿崎区下小野 1509	025-536-2466	SW6①
大潟区	まつかぜ保育園	大潟区九戸浜 374-甲	025-534-2871	
	はまっこ保育園	大潟区土底浜 1889-1	025-534-2413	
頸城区	南川保育園	頸城区上吉 1787-1	025-530-3778	
	大養保育園	頸城区千原 135	025-530-2008	
	明治保育園	頸城区手島 241	025-530-2413	
吉川区	よしかわ保育園	吉川区原之町 1819-1	025-548-2133	SW6①
中郷区	中郷保育園	中郷区八斗蒔 178-2	025-574-2029	
板倉区	いたくら保育園	板倉区針 668-3	0255-78-2190	
清里区	きよさと保育園	清里区岡嶺新田 57	025-528-3205	
三和区	さんわ保育園	三和区浮島 57	025-532-2123	
名立区	名立たちばな保育園	名立区名立大町 205	025-530-7245	

4-6 避難準備区域（UPZ）内の要配慮者施設

（令和5年4月1日現在）

地区	区分	名称	住所	電話番号	定員（人）	マッシュ番号
柿崎区	認可保育所	柿崎第一保育園	柿崎区柿崎 5866-1	025-536-2563	100	SW6②
		柿崎第二保育園	柿崎区柿崎 7051-1	025-536-2025	80	SW5②
		下黒川保育園	柿崎区下小野 1509	025-536-2466	50	SW6①
		上下浜保育園	柿崎区上下浜 446	025-536-2105	50	SW6②
	総合福祉・高齢者福祉施設等	柿崎地域包括支援センター	柿崎区柿崎 5548	025-536-6312	—	SW5②
		柿崎第1デイサービスセンター	柿崎区柿崎 5548	025-536-6311	18	SW5②
		柿崎第2デイサービスセンター	柿崎区山谷 113	025-536-6630	18	SW5①
		特別養護老人ホームよねやまの里	柿崎区柿崎 6414-1	025-536-4400	100	SW5②
		短期入所施設よねやまの里	柿崎区柿崎 6414-1	025-536-4400	20	SW5②
		かきざき福祉センター	柿崎区柿崎 558-1	025-536-3652	—	SW6②
		デイサービス二幸柿崎	柿崎区直海浜 1445-10	025-536-6390	25	SW6②
		グループホーム癒しの家「柿崎」	柿崎区芋島新田 184-3-内	025-536-5003	18	SSW5②
		デイサービス癒しの家「柿崎」	柿崎区芋島新田 184-3-内	025-536-5003	3	SSW5②
		デイサービスサンクス柿崎	柿崎区柿崎字あけぼの 644-8	025-535-2510	25	SW6②
		介護老人保健施設サンクス米山	柿崎区上下浜 219-5	025-536-6622	100	SW6②
		短期入所療養施設サンクス米山	柿崎区上下浜 219-5	025-536-6622	空床利用	SW6②
		通所リハビリテーション サンクス米山	柿崎区上下浜 219-5	025-536-6622	30	SW6②
		ショートステイかきざき	柿崎区馬正面 1176-1	025-535-2270	33	SW6②
		ショートステイサンクス柿崎	柿崎区柿崎字あけぼの 644-8	025-535-2510	40	SW6②
		小規模多機能型居宅介護 あったかほーむ柿崎	柿崎区柿崎 1188-1	025-536-6555	—	SW5①
	福祉障害者 施設等	ふれんどり〜ミルはまなす	柿崎区柿崎 6406	025-536-6200	37	SW6②
		ショートステイサンクス柿崎	柿崎区柿崎 644-8	025-535-2510	—	SW6②
		柿崎ふれんどり〜ホームうらはま	柿崎区柿崎 6248-1	025-536-6322	5	SW5②
		いんくる上越かきざきの家	柿崎区直海浜 586-16	025-512-0382	6	SW6②

第4部 基礎データ

地区	区分	名称	住所	電話番号	定員(人)	マッシュ番号
大潟区	高齢者福祉・施設等	大潟コミュニティスポーツハウス	大潟区雁子浜 305-41	025-534-6805	—	SW7②
	福祉障害者施設等	コーポあおぞら	大潟区雁子浜 310-12	025-534-3100	6	SW7②
吉川区	認可保育所	よしかわ保育園	吉川区原之町 1819-1	025-548-2133	50	SW6①
	総合福祉・高齢者福祉施設等	吉川地域包括支援センター	吉川区原之町 1819-1	025-548-3030	—	SW6①
		特別養護老人ホーム ほほ笑よしかわの里	吉川区原之町 1819-1	025-548-3600	30	SW6①
		吉川デイサービスセンター あじさいの家	吉川区原之町 1819-1	025-548-2388	18	SW6①
		愛の家グループホーム上越吉川	吉川区下町 1511	025-539-3255	18	SW6①
		デイサービスいこいの里あさひ	吉川区梶字屋敷 2084-1	025-539-3148	30	SW6①
		短所入居施設いこいの里あさひ	吉川区梶字屋敷 2084-1	025-539-3148	14	SW6①
	障害者福祉施設等	ふれんどり～ライフよしかわ	吉川区原之町 1819-1	025-548-3454	20	SW6①
		ワークセンターよしかわ	吉川区原之町 2039-1	025-548-3737	10	SW6①
		ショートステイおおすぎ	吉川区河沢 633	025-512-5740	2	SSW6②
		いこいの里あさひ	吉川区梶 2084-1	025-539-3148	—	SW6①
		いわい	吉川区河沢 633	025-512-5740	4	SSW6②

4-7 交通輸送手段

民間が所有するバスについて（営業所の所在地別）

（令和3年12月31日時点）

事業者	所在 市町村	車 輛 数 (台)						座 席 数 [試算] (席) ※					
		乗合	貸切	内訳			合計	乗合	貸切	内訳			合計
				大型	中型	小型				大型	中型	小型	
越後交通(株)	長岡市	225	97	72	23	2	322	6,750	3,903	3,240	621	42	10,653
越佐観光バス(株)		8	24	10	4	10	32	240	768	450	108	210	1,008
(株)中之島交通		0	5	4	0	1	5	0	201	180	0	21	201
長岡市 計		233	126	86	27	13	359	6,990	4,872	3,870	729	273	11,862
新潟交通(株)	新潟市	381	6	6	0	0	387	11,430	270	270	0	0	11,700
新潟交通観光バス(株)		168	60	37	16	7	228	5,040	2,244	1,665	432	147	7,284
アイ・ケーアライアンス(株)		13	19	11	6	2	32	390	699	495	162	42	1,089
日の出交通(株)		0	10	6	3	1	10	0	372	270	81	21	372
(株)上信観光バス		0	11	0	2	9	11	0	243	0	54	189	243
ドリーム観光バス(株)		0	13	9	1	3	13	0	495	405	27	63	495
新潟第一観光バス(株)		0	17	9	7	1	17	0	615	405	189	21	615
フィールド観光(株)		5	9	5	3	1	14	150	327	225	81	21	477
(有)日本海バス		0	10	6	2	2	10	0	366	270	54	42	366
(有)きょうどう観光バス		0	8	4	2	2	8	0	276	180	54	42	276
(有)越王観光バス		0	6	5	1	0	6	0	252	225	27	0	252
(株)はるかぜツアー		0	9	3	4	2	9	0	285	135	108	42	285
WILLER EXPRESS(株) 新潟営業所		13	0	0	0	0	13	390	0	0	0	0	390
富士タクシー(株)		0	3	0	0	3	3	0	63	0	0	63	63
新潟市 計		580	181	101	47	33	761	17,400	6,507	4,545	1,269	693	23,907

第4部 基礎データ

事業者	所在 市町村	車 輛 数 (台)						座 席 数 [試算] (席) ※					
		乗合	貸切	内訳			合計	乗合	貸切	内訳			合計
				大型	中型	小型				大型	中型	小型	
頸城自動車(株)	上越市	57	33	28	3	2	90	1,710	1,383	1,260	81	42	3,093
くびき野バス(株)		18	14	1	7	6	32	540	360	45	189	126	900
頸北観光バス(株)		14	5	1	2	2	19	420	141	45	54	42	561
東頸バス(株)		8	2	0	0	2	10	240	42	0	0	42	282
直江津観光(有)		0	17	11	4	2	17	0	645	495	108	42	645
上越市 計		97	71	41	16	14	168	2,910	2,571	1,845	432	294	5,481
柏崎交通(株)	柏崎市	1	25	12	12	1	26	30	885	540	324	21	915
柏崎市 計		1	25	12	12	1	26	30	885	540	324	21	915
セントラル観光(株)	三条市	0	17	7	4	6	17	0	549	315	108	126	549
新栄建設(株)観光部		0	5	1	3	1	5	0	147	45	81	21	147
中越交通(株)		0	6	3	1	2	6	0	204	135	27	42	204
日の丸観光タクシー(株)		0	5	0	0	5	5	0	105	0	0	105	105
新潟新興交通(有)		0	18	3	4	11	18	0	474	135	108	231	474
三条市 計		0	51	14	12	25	51	0	1,479	630	324	525	1,479
(有)シティバス	新発田市	0	0	4	5	5	0	0	420	180	135	105	420
(株)北新バス		0	9	6	1	2	9	0	339	270	27	42	339
(株)サンライズカンパニー		6	6	4	1	1	12	180	228	180	27	21	408
(有)高砂観光バス		0	18	8	5	5	18	0	600	360	135	105	600
新発田市 計		6	33	22	12	13	39	180	1,587	990	324	273	1,767
小千谷観光バス(株)	小千谷市	6	33	25	4	4	39	180	1,317	1,125	108	84	1,497
小千谷タクシー(株)		0	3	0	0	3	3	0	63	0	0	63	63
小千谷市 計		6	36	25	4	7	42	180	1,380	1,125	108	147	1,560

第4部 基礎データ

事業者	所在 市町村	車 輛 数 (台)						座 席 数 [試算] (席) ※					
		乗合	貸切	内訳			合計	乗合	貸切	内訳			合計
				大型	中型	小型				大型	中型	小型	
株当間高原リゾート	十日町市	0	5	0	2	3	5	0	117	0	54	63	117
十日町市 計		0	5	0	2	3	5	0	117	0	54	63	117
有ひまわり観光	見附市	0	12	4	3	5	12	0	366	180	81	105	366
見附市 計		0	12	4	3	5	12	0	366	180	81	105	366
村上自動車株	村上市	0	20	6	5	9	20	0	594	270	135	189	594
大滝自動車工業株		0	16	4	5	7	16	0	462	180	135	147	462
村上市 計		0	36	10	10	16	36	0	1,056	450	270	336	1,056
ウエスト観光バス株	燕市	8	5	3	1	1	13	240	183	135	27	21	423
株さくらバス		0	5	1	2	2	5	0	141	45	54	42	141
燕市 計		8	10	4	3	3	18	240	324	180	81	63	564
糸魚川バス株	糸魚川市	28	5	3	1	1	33	840	183	135	27	21	1,023
糸魚川市 計		28	5	3	1	1	33	840	183	135	27	21	1,023
頸南バス株	妙高市	6	15	8	4	3	21	180	531	360	108	63	711
株妙高ハブネット		7	12	7	2	3	19	210	432	315	54	63	642
妙高市 計		13	27	15	6	6	40	390	963	675	162	126	1,353
蒲原鉄道株	五泉市	7	19	10	1	8	26	210	645	450	27	168	855
泉観光バス株		11	22	6	5	11	33	330	636	270	135	231	966
五泉市 計		18	41	16	6	19	59	540	1,281	720	162	399	1,821
株宇尾野設計・機工	阿賀野市	0	17	7	5	5	17	0	555	315	135	105	555
阿賀野市 計		0	17	7	5	5	17	0	555	315	135	105	555
新潟交通佐渡株	佐渡市	49	18	14	3	1	67	1,470	732	630	81	21	2,202
株吉田家ホテル		0	5	4	1	0	5	0	207	180	27	0	207
佐渡市 計		49	23	18	4	1	72	1,470	939	810	108	21	2,409

第4部 基礎データ

事業者	所在 市町村	車 輛 数 (台)						座 席 数 [試算] (席) ※					
		乗合	貸切	内訳			合計	乗合	貸切	内訳			合計
				大型	中型	小型				大型	中型	小型	
山峡交通(株)	魚沼市	0	8	3	2	3	8	0	252	135	54	63	252
魚沼市 計		0	8	3	2	3	8	0	252	135	54	63	252
南越後観光バス(株)	南魚沼市	58	42	25	8	9	100	1,740	1,530	1,125	216	189	3,270
昭和観光(株)		0	11	7	2	2	11	0	411	315	54	42	411
銀嶺タクシー(株)		2	10	5	4	1	12	60	354	225	108	21	414
株魚沼中央トランスポート		3	17	11	1	5	20	90	627	495	27	105	717
やまとタクシー(株)		1	2	0	0	2	3	30	42	0	0	42	72
南魚沼市 計		64	82	48	15	19	146	1,920	2,964	2,160	405	399	4,884
株KSカンパニー	胎内市	0	14	4	7	3	14	0	432	180	189	63	432
魚沼市 計		0	14	4	7	3	14	0	432	180	189	63	432
株聖籠タクシー	聖籠町	0	5	0	1	4	5	0	111	0	27	84	111
有八千代レンタ・リース		0	7	4	1	2	7	0	249	180	27	42	249
聖籠町 計		0	12	4	2	6	12	0	360	180	54	126	360
有ゆきつばき観光	田上町	0	16	10	3	3	16	0	594	450	81	63	594
田上町 計		0	16	10	3	3	16	0	594	450	81	63	594
株東蒲観光バス	阿賀町	2	10	0	1	9	12	60	216	0	27	189	276
阿賀町 計		2	10	0	1	9	12	60	216	0	27	189	276
合計	59社	1,105	841	447	200	208	1,946	33,150	29,883	20,115	5,400	4,368	63,033

※座席数〔試算〕は、公益社団法人新潟県バス協会提供による車両数（令和3年12月31日現在）に、新潟県において次の座席数をそれぞれ乗じて試算したもの
 （乗合30席、大型45席、中型27席、小型21席）

【出典】新潟県原子力災害広域避難計画

(原子力災害対策関係)

第5部 安全協定・基準等

5-1 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書

上越市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）に対する上越市民の安全及び安心の確保を目的とし、次のとおり協定を締結する。

（連絡会の設置）

第1条 甲及び乙は、平常時における相互の連携を図るため、原子力発電所連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、原則として、定期的を開催するものとする。

ただし、甲又は乙は、必要と認める場合は、甲乙間で協議の上、臨時の連絡会を開催できるものとする。

- 2 連絡会では、甲又は乙からの報告事項等に対し、甲及び乙は相互に意見を述べるができるものとする。
- 3 連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（通報連絡）

第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が制定する原子力災害対策指針の警戒事態に該当する事象が発生した場合
 - (2) 原災法第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合
 - (3) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その旨を報道機関に情報提供しようとするときは、甲に対し、報道機関に情報提供する内容を連絡するものとする。ただし、消耗品の取替えその他簡易な補修による復旧等日常の保守管理の範囲のものであるときは連絡を要しない。
- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第134条の規定により原子力規制委員会に報告する場合
 - (2) 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第3条又は電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条の規定により経済産業大臣及び原子力規制委員会等に報告する場合
 - (3) 原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、原子炉が停止した場合又は原子炉の運転停止が必要となった場合
 - (4) 原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、5パーセントを超える原子炉の出力変化が生じた場合又は原子炉の出力変化が必要となった場合
 - (5) 気体状又は液体状の放射性廃棄物を排気又は排水設備により放出し、かつ、乙が定める原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定める放出管理目標値を超えた場合
 - (6) 核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素の輸送中における事故が発生した場合

- (7) 核燃料物質等又は放射性同位元素の盗難又は所在不明が生じた場合
 - (8) 乙が事故、故障等の発生又はそのおそれによる施設からの退避又は立入規制を指示した場合（第1号に該当するときに除く。）
 - (9) 放射線監視に支障を及ぼすモニタリングポスト等の故障が発生した場合
 - (10) 発電所敷地内における火災の発生又はそのおそれのある場合
 - (11) 発電所周辺における震度3以上の地震により発電所への影響が生じた場合又はそのおそれのある場合
 - (12) 原子炉の運転中において、原子炉施設又は原子炉施設を除く施設の故障により極めて軽度な計画外の出力の変化が生じた場合又は出力を抑制する必要が生じた場合（台風、雷等の自然災害に起因し、又は発電所を除く電力系統に起因するときに除く。）
 - (13) 原子炉の運転中又は停止中において、燃料に係る極めて軽度な故障が認められた場合又は故障が想定される場合
 - (14) 前2号に掲げる場合のほか、原子炉の運転に関連する主要な機器に極めて軽度な機能低下が生じた場合又は機能低下が生ずるおそれのある場合（当該機器の機能低下により、プラントの運転に直接影響を及ぼすシステムの機能の低下がなく、かつ、低下のおそれもないときに除く。）
 - (15) 保安規定に定める運転上の制限の逸脱のあった場合
 - (16) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の極めて軽度な計画外の排出があった場合
 - (17) 機器の故障、誤操作等により、管理区域内における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の極めて軽度な漏えい（単に増締め等により速やかに復旧する場合及び定期検査等における予防措置を講じた上で作業を行った場合に生じた漏えいを除く。）が生じた場合
 - (18) 従事者及び従事者以外の者に極めて軽度な計画外の被ばくがあった場合
 - (19) 原子炉施設における休業を要する極めて軽度な人的障害が発生した場合
 - (20) 原子炉等の内部で異物を発見した場合
 - (21) 発電機の解列又は原子炉の運転停止であって、計画外のもの又は前各号による連絡がなされないものが生じた場合
 - (22) 前各号に掲げる場合のほか、発電所の事故、故障等について乙の判断により公表する事象が発生した場合
- 3 通報連絡の体制及び方法など、通報連絡の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（現地確認）

- 第3条 甲は、甲の住民の安全の確保のために必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の指名する職員により、発電所の現地を確認できるものとする。
- 2 乙は、前項の現地確認に協力するものとする。
 - 3 甲及び乙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるができるものとする。
 - 4 現地確認の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第5部 安全協定・基準等

(損害の補償)

第4条 発電所の運転保守に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、乙は、誠意をもって補償するものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定に定める事項について変更すべき事情が生じたときは、甲及び乙のいずれからでも当該変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

(協定の効力等)

第6条 この協定は、平成25年1月9日から効力を生ずるものとする。

2 甲と乙が平成24年2月9日締結した東京電力柏崎刈羽原子力発電所における事故等の通報連絡に関する協定書は、平成25年1月8日限り廃止する。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定成立の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年1月9日

甲 上越市

上越市長

村山秀幸

乙 東京電力株式会社

代表執行役社長

廣瀬直己

改定履歴

平成25年7月8日一部改定

平成27年7月1日一部改定

5-2 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定の運用要綱

甲及び乙は、平成25年1月9日に締結した標記協定の運用にあたって、次のとおり了解するものとする。
なお、本要綱における略語の使用については、標記協定と同様とする。

第1条 幹事の設置について

- (1) 甲を含む、平成25年1月9日付け「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」を締結した新潟県内の市町村（以下「協定締結市町村」という。）は、連絡会や協定第3条に基づく現地確認（以下「現地確認」という。）の実施について、乙との詳細な調整を実施するため、別表の協定締結市町村の中から幹事（3市町村）を選出する。
- (2) 協定締結市町村は、連絡会や現地確認の実施に向け、調整窓口となる実務担当者を選任する。
- (3) 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

第2条 協定第1条について

- (1) 連絡会は、原則として別表の協定締結市町村と乙で構成し、開催するものとする。
- (2) 連絡会の運営に当たって、協定締結市町村が幹事を通じて乙に協力を求めた場合は、乙は、これに応ずるものとする。
- (3) 連絡会において、乙は、協定締結市町村に対し、発電所の現状及び安全確保対策等に係る以下の事項について報告するものとする。

ア 発電所の現状に関する事項

イ 発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重要な変更に関する事項

ウ 発電所その他原子力発電の安全確保に係る計画及び実施状況に関する事項

エ 発電所の安全確保に関し、国や新潟県の指示に基づき報告した事項

オ アからエまでに掲げるもののほか、協定締結市町村及び乙が必要と認めた事項

第3条 協定第2条について

- (1) 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を選任するとともに、連絡を受発信する電話番号等を定め、相互に通知するものとする。
- (2) 甲及び乙は、前項の通知に変更があるときは、それぞれその旨を通知するものとする。
- (3) 乙は、次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める書面により連絡を行うものとする。
 - ア 協定第2条第1項各号に掲げる場合 「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」に定める所定の様式
 - イ 協定第2条第2項に規定する場合 乙が報道機関に提供する書面
- (4) 前号の連絡は、ファクシミリにより行うものとする。ただし、緊急を要し、ファクシミリにより行うことができない場合又は通信回線の不具合等がある場合は、電話その他の手段により行うものとする。

第5部 安全協定・基準等

- (5) 乙は、前号の規定による連絡を行ったときは、第1号に規定する甲の連絡責任者に対し、その旨を通知するものとする。

第4条 協定第3条について

- (1) 協定締結市町村は、乙から異常時の通報を受け、発電所の立地自治体が「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」に基づき立入調査等を実施するような場合においては、発電所の現地を確認できるものとする。
- (2) 現地確認は、原則として、協定締結市町村のうち発電所から30キロメートル圏内の市町村が行うものとする。

(参考) 協定締結市町村の発電所からの距離

30km圏内	長岡市、上越市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、出雲崎町
30km圏外	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、村上市、糸魚川市、五泉市、阿賀野市、妙高市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村、粟島浦村

第5条 協定第4条について

事故に起因して、風評による農林水産物の価格低下その他営業上の損害が生じたときにおいて、相当の因果関係が認められる場合の措置を含むものとする。

平成25年1月9日

甲 上越市
上越市長 村山秀幸

乙 東京電力株式会社
原子力運営管理部長 武井一浩

5-3 各緊急事態区分を判断するEAL（緊急時活動レベル）の枠組み

沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設
（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【警戒事態を判断するEAL】

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵層の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑭ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合（浜岡原子力発電所のみ）。</p> <p>⑮ オンサイト統括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑯ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

【施設敷地緊急事態を判断するEAL】

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

【全面緊急事態を判断するEAL】

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止すること、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力制御機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却装系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

【出典】原子力災害対策指針（令和4年7月6日一部改正）

5-4 O I L (運用上の介入レベル) と防護措置

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニングを実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
β 線：13,000cpm ^{※4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)						
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プラトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急

時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を利用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

【出典】原子力災害対策指針（令和4年7月6日一部改正）

(原子力災害対策関係)

第6部 災害対策の現況等

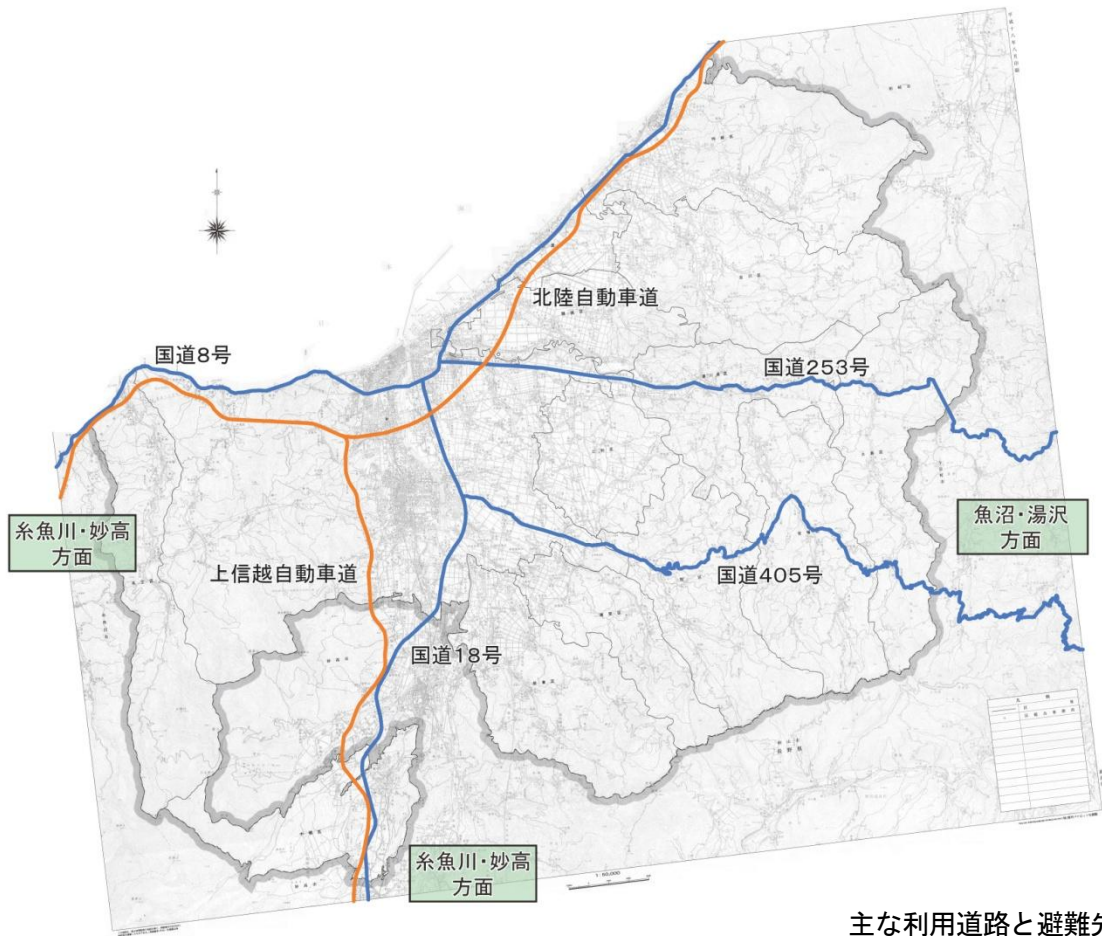
6-1 避難先候補市町村と道路の状況

【上越市の避難先候補市町村】 ※太枠は基本となる避難先

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
上越市 (UPZ内)	国道8、国道253、県道30	上越市(UPZを除く)※	
	高速道路、国道8、国道18	糸魚川・妙高方面	糸魚川市
			妙高市
	国道253～国道17、国道405	魚沼・湯沢方面	魚沼市
			南魚沼市
湯沢町			
		近隣県(要調整)※	

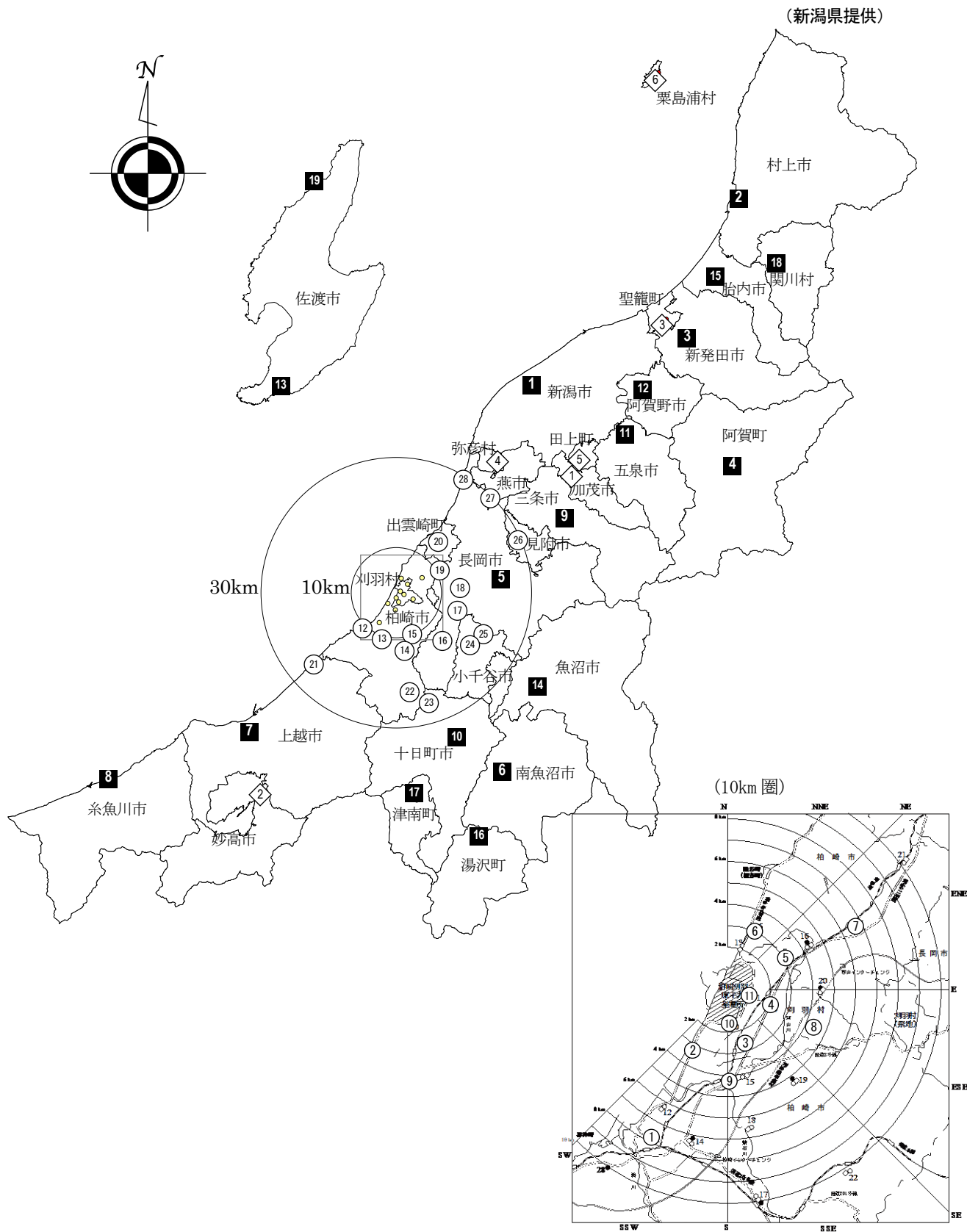
※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、市内施設を候補とするとともに、今後、近隣県との調整を進める。

【出典】新潟県原子力災害広域避難計画



主な利用道路と避難先の方面

6-2 放射線モニタリングポストの配備状況



【10km圏、30km圏モニタリングポスト】

No.	モニタリングポスト	設置場所	No.	モニタリングポスト	設置場所
○ 1	柏崎市街局	柏崎市	○15	北条局（北条中）	柏崎市
○ 2	荒浜局	柏崎市	○16	千谷沢局（千谷沢交番跡地）	長岡市
○ 3	下高町局	刈羽村	○17	越路局（県道柏崎越路線）	長岡市
○ 4	刈羽局	刈羽村	○18	関原局（歴史博物館）	長岡市
○ 5	勝山局	刈羽村	○19	宮本局（県道長岡西山線）	長岡市
○ 6	宮川局	柏崎市	○20	出雲崎大門局（出雲崎高校）	出雲崎町
○ 7	西山局	柏崎市	○21	柿崎局（久比岐高校）	上越市
○ 8	赤田町方局	刈羽村	○22	岡野町局（柏崎市高柳町事務所）	柏崎市
○ 9	土合局	柏崎市	○23	川西局（川西克雪管理センター）	十日町市
○10	発電所南局	柏崎市	○24	小千谷局（平沢建設機械車庫）	小千谷市
○11	発電所北局	刈羽村	○25	妙見局（県道小千谷長岡線）	長岡市
○12	鯨波局（鯨波コミセン）	柏崎市	○26	見附市街局（素材応用技術支援センター）	見附市
○13	新道局（高田コミセン）	柏崎市	○27	分水路（分水公民館）	燕市
○14	加納局（中鯖石コミセン）	柏崎市	○28	寺泊局（コロニーにいがた白岩の里）	長岡市

【水準調査モニタリングポスト、国・環境省設置モニタリングポスト】

No.	モニタリングポスト	設置場所	No.	モニタリングポスト	設置場所
■ 1	放射線監視センター新潟分室	新潟市	■11	五泉市役所	五泉市
■ 2	村上地域振興局	村上市	■12	阿賀野市役所	阿賀野市
■ 3	新発田地域振興局	新発田市	■13	佐渡市南佐渡消防署	佐渡市
■ 4	新潟地域振興局津川庁舎	阿賀町	■14	魚沼市役所	魚沼市
■ 5	長岡地域振興局	長岡市	■15	胎内市役所	胎内市
■ 6	南魚沼地域振興局健康福祉環境部	南魚沼市	■16	湯沢町役場	湯沢町
■ 7	上越地域振興局健康福祉環境部	上越市	■17	津南町役場	津南町
■ 8	糸魚川地域振興局	糸魚川市	■18	関川村役場	関川村
■ 9	三条市役所下田庁舎	三条市	■19	佐渡関岬（環境省）	佐渡市
■10	十日町市役所	十日町市			

【県可搬型モニタリングポスト】

No.	モニタリングポスト	設置場所	No.	モニタリングポスト	設置場所
◇ 1	加茂市役所	加茂市	◇ 4	弥彦村役場	弥彦村
◇ 2	妙高市役所	妙高市	◇ 5	田上町役場	田上町
◇ 3	聖籠町役場	聖籠町	◇ 6	栗島開発総合センター	栗島浦村

6-3 原子力防災対策に係る防護資機材物品一覧

(令和5年4月1日現在)

【備品(県からの貸与品)】

品目	規格	数量	所管課	保管場所
NaIシンチレーションサーベイメータ	TCS-1172	1台	環境政策課	環境政策課執務室内
GMサーベイメータ	TGS-1146	4台	健康づくり推進課	保健センター内 (休日・夜間診療所内)
電離箱式サーベイメータ	ICS-1323	3台	環境政策課	環境政策課執務室内
NaIシンチレーションサーベイメータ	NHC7	17台	学校教育課	上越理科教育センター内
簡易サーベイメータ	NHL	61台	学校教育課	上越理科教育センター内
原子力広報車	マツダ：ボンゴ	1台	危機管理課	第3庁舎倉庫内
可搬型衛星携帯電話	ワイドスターⅡ 可搬型一式	2台	市民安全課	危機管理課執務室内 (無線室内)

【消耗品(県からの貸与品)】

品目	規格	数量	所管課	保管場所
ポケット線量計	PDM-222VC	2,088台	市民安全課等	第3庁舎倉庫内等 各区総合事務所
防護マスク用吸収缶	CA-N4RI	1,758個	市民安全課	上越地域消防局
防護半面マスク	GM81S・CL-L4/RI	293個	市民安全課	上越地域消防局
防塵マスク	X-3502	5,385個	市民安全課等	第3庁舎倉庫内等 各区総合事務所
防護服	マイクロカート 2500+ タイベックソフトウェアⅢ バリアーマン P3050	6,264着	市民安全課等	第3庁舎倉庫内等 各区総合事務所
防護手袋(綿)	TH-A6103 A0601002	1,044ダース (1ダース:12人分)	市民安全課等	第3庁舎倉庫内等 各区総合事務所
防護手袋(ゴム)	A0602006 チオックス手袋	1,566ダース (1ダース:12人分)	市民安全課等	第3庁舎倉庫内等 各区総合事務所
アノラック	TH-A2204 A0205011	2,088着	市民安全課等	第3庁舎倉庫内等 各区総合事務所
防護オーバーシューズ	TH-B5301 B0503001	6,264足	市民安全課等	第3庁舎倉庫内等 各区総合事務所
防護メガネ	EE-60F-J	2,088個	市民安全課等	第3庁舎倉庫内等 各区総合事務所
携帯電話	SH-03	2台	市民安全課	市民安全課執務室内等

【各区総合事務所への配備状況】

配備場所	ポケット 線量計	防塵 マスク	防護服	アノラック	防護手袋 (綿)	防護手袋 (ゴム)	防護 オーバー シューズ	防護 メガネ
安塚区	1台	3個	3着	1着	1ダース	1ダース	3足	1個
浦川原区	42台	126個	126着	42着	21ダース	21ダース	126足	42個
大島区	19台	57個	57着	19着	10ダース	10ダース	57足	19個
牧区	1台	3個	3着	1着	1ダース	1ダース	3足	1個
柿崎区	54台	162個	162着	54着	27ダース	27ダース	162足	54個
大潟区	26台	78個	78着	26着	13ダース	13ダース	78足	26個
頸城区	2台	6個	6着	2着	1ダース	1ダース	6足	2個
吉川区	22台	66個	66着	22着	11ダース	11ダース	66足	22個
中郷区	1台	3個	3着	1着	1ダース	1ダース	3足	1個
板倉区	1台	3個	3着	1着	1ダース	1ダース	3足	1個
清里区	1台	3個	3着	1着	1ダース	1ダース	3足	1個
三和区	1台	3個	3着	1着	1ダース	1ダース	3足	1個
名立区	1台	3個	3着	1着	1ダース	1ダース	3足	1個
合計	172台	516個	516着	172着	90ダース	90ダース	516足	172個

6-4 安定ヨウ素剤等配備数量

(令和4年10月現在)

【上越市役所管内配備】

	施設名	UPZ内人口 (令和2年4月1日現在)		配備数量 (配備数量は各区総合事務所の 全職員分を含む)	
		3歳以上	3歳未満	錠剤 (3~12歳×1錠) (13歳~ ×2錠)	ゼリー剤 (×1包)
1	柿崎区総合事務所	9,138	131	19,600	290
2	吉川区総合事務所	3,900	39	8,500	90
3	大潟区総合事務所	532	8	1,200	30
4	大島区総合事務所	176	1	400	10
5	浦川原区総合事務所	3	0	100	-
6	市役所木田庁舎	-	-	※1 200	-
計		13,749	179	※2 30,000	420

※1 木田庁舎は、防災・保健・環境関係の職員数分を計上

※2 予備として、それぞれの人数分の約1割を確保

【その他配備】

場 所	配備数量		
	錠剤 (錠)		粉剤 (g)
	(UPZ内)	(UPZ外分)	
上越地域振興局健康福祉環境部	60,000	85,000	1,000

6-5 広報文例

住民等への情報伝達

市は、住民等に対し、原子力発電所の状況等に関する情報を適宜広報するとともに、国、県から屋内退避や避難等の指示があった場合は、速やかに伝達する。

1 伝達のタイミング（例示）

- ・ 緊急事態区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）等に至ったとき
- ・ 市が特別の体制（災害対策本部設置等）をとったとき
- ・ 事故や災害の状況等に大きな変化があったとき
- ・ 屋内退避や避難等を指示するとき
- ・ 放射性物質が放出されたとき
- ・ 国が緊急時モニタリングの結果を公表したとき

2 伝達内容（例示）

①警戒事態発生時

こちらは、上越市です。

柏崎刈羽原子力発電所の状況についてお知らせします。

本日、〇時〇分、柏崎刈羽原子力発電所において、事故が発生いたしました。

原子力災害に警戒するため、上越市では、〇時〇分、災害警戒本部を設置しました。

現在のところ、放射性物質は、原子力発電所の外部へは漏れていません。

今後、事故の状況により屋内退避の実施が想定されることから、無用な外出は控え、市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

現在、市では、情報の収集に当たっていますので、新たな情報が入り次第、お知らせいたします。

②施設敷地緊急事態発生時

こちらは、上越市です。

柏崎刈羽原子力発電所の状況についてお知らせします。

本日、〇時〇分、柏崎刈羽原子力発電所の事故により、異常事象が発生いたしました。

原子力災害に警戒するため、上越市では、〇時〇分、災害対策本部を設置しました。

原子力発電所の事故は、まだ、収まっていませんが、現在のところ、放射性物質は外部に漏れていません。

今後、事故の状況により屋内退避の実施が想定されることから、〇〇地区の住民の皆さんは外出を控え、自宅に留まり、屋内退避の準備を行ってください。

高齢者や体の不自由な方などは、自宅などの屋内に入り、窓やドアを閉めて、換気を止めるなど、早めに屋内退避を始めてください。

〇〇地区内に外出中の方や事業所の皆さんは、速やかに帰宅してください。

〇〇地区に滞在している旅行者などの皆さんは、ただちに市外への退避をお願いします。

その他の地区の皆さんは、特別の対応の必要はありませんが、無用な外出は控え、市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

現在、市では、情報の収集に当たっていますので、新たな情報が入り次第、お知らせいたします。

③全面緊急事態発生時（屋内退避指示）

こちらは、上越市です。

柏崎刈羽原子力発電所の状況についてお知らせします。

現在のところ、放射性物質の異常な放出はありませんが、万が一に備え、市災害対策本部では、次の地域の皆さんに、自宅などの屋内に退避していただくことを決定しました。

対象地域は、〇〇地区です。

対象地域の皆さんは、今後、指示があるまで自宅などの屋内に入り、窓やドアを閉めて、換気を止めてください。また、外から帰ってきた際は、顔や手を洗い、うがいをしてください。

〇〇地区内の事業所の皆さんは、事業所内に屋内退避してください。

〇〇地区に滞在している旅行者などの皆さんは、宿舎や、市が開設する屋内退避所に屋内退避してください。

屋内退避所は、□□です。

その他の地区の皆さんは、特別の対応の必要はありませんが、無用な外出は控え、市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

今後も、およそ□分毎に、事故の状況などをお知らせします。また、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

④全面緊急事態発生時（避難等指示）

こちらは、上越市です。

柏崎刈羽原子力発電所の状況についてお知らせします。

現在、〇〇地区では屋内退避を行っていますが、一時移転（避難）が必要な状況となったため、避難準備区域外への避難を指示します。

〇〇地区の皆さんは、貴重品や着替えなど最小限の持ち物を用意し、マスクや上着を着用のうえ、火の元や戸締まりなどに気をつけて、落ち着いて、避難を開始してください。

避難経路は、□□□□です。

自家用車で避難される方は、できるだけ乗り合いを心がけてください。

避難に際しては、警察等の誘導に従い、国道（県道）□□号線を経由のうえ、□□【スクリーニングポイント】でスクリーニングを受けてください。

バスで避難される方は、□□□□【一時集合場所】に、□時□分までに集合してください。

△△地区の皆さんは、今後の状況によっては一時移転（避難）を指示することがありますので、屋内退避を続けてください。

その他の地区の皆さんは、特別の対応の必要はありませんが、無用な外出は控え、市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

今後も、およそ□分毎に、事故の状況などをお知らせします。また、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

(原子力災害対策関係)

用語集

あ行

安全規制担当省庁	<p>安全規制を担当する省庁を「安全規制担当省庁」という。原子力施設に係る安全規制担当省庁は、施設の種類ごとに次のように定められている。</p> <p>実用発電炉と核燃料施設のうち製錬、加工、再処理、廃棄施設及び研究開発段階炉のうち発電に関係するものは、経済産業省が担当する。</p> <p>試験研究炉、研究開発段階炉のうち発電に関係するものを除く核原料・核燃料使用施設に係るものは文部科学省が担当する。</p> <p>実用船用原子炉については、国土交通省が担当する。</p> <p>なお、核燃料物質の工場または事業所の外における輸送の安全規制については、文部科学省、経済産業省、国土交通省及び都道府県公安委員会により実施されている。</p>
安全協定	<p>「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」のこと。原子力発電所立地自治体である柏崎市、刈羽村を除く新潟県内 28 市町村が、平成 25 年 1 月 9 日に同時に締結した。</p> <p>安全協定には原子力発電所連絡会の設置や通報連絡に関する項目が含まれ、市町村は、住民の安全の確保のために必要があると認めた場合は、発電所の現地を確認し、相互に意見を述べるができることとなっている。</p> <p>さらに、発電所の運転保守に起因して住民に損害を与えた場合、東京電力は、誠意を持って補償するものとされた。</p>
安定ヨウ素剤	<p>放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素である。</p> <p>甲状腺には、ヨウ素を取り込み蓄積し、それを用いてホルモンを合成するという機能があるため、原子力発電所などの事故で、環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果、甲状腺障害が発生し、比較的低い線量域では甲状腺がんを、高線量では甲状腺機能低下症を引き起こす。</p> <p>これらの障害を防ぐため、放射性ヨウ素を取込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的である。安定ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果を有する。</p>
EAL	<p>Emergency Action Level の略。緊急時活動レベルによる判断基準のこと。原子力施設の異常状態に応じて、緊急事態の区分を国があらかじめ決定し、その区分に照らし合わせて、事業者が緊急時の活動（避難等防護措置を準備する活動、即時避難など）を決定するために、あらかじめ定められた判断基準をいう。</p>

O I L	<p>Operational Intervention Level の略。運用上の介入レベルによる判断基準のこと。放射性物質が環境中に放出された後に、環境放射線モニタリング等の結果（放射線量の測定結果）を踏まえて、屋内退避・避難・安定ヨウ素剤の予防服用等の措置を行うための判断基準をいう。</p>
屋内退避	<p>原子力災害発生時に、住民等が放射被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため、家屋内に退避することをいう。</p> <p>屋内退避は、通常的生活行動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建家の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すれば、防護対策上有効な方法である。</p> <p>特に、予測線量が大きくない場合には、住民の動揺、混乱などをもたらすおそれの高い避難措置よりも優先して考えるべきものである。</p>
オフサイトセンター	<p>原子力災害発生時に、避難住民等に対する支援など様々な応急対応の実施や支援に関して、国・地方自治体・放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、指揮の調整を図る拠点となる緊急事態応急対策拠点施設である。</p> <p>事故が発生した場合には、オフサイトセンター内に設置されるいくつかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況等を把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。</p> <p>オフサイトセンターは、現在全国で 23 箇所指定されており、新潟県においては、柏崎市に設置されている原子力防災センターが、オフサイトセンターに指定されている。</p>

か行

外部被ばく	<p>人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、放射線を体の外から受けることを「外部被ばく」という。</p> <p>外部被ばくの例として、レントゲン撮影のときX線を受けることが挙げられる。また、地球上の生物は、宇宙線や大地からの放射線により日常的に外部被ばくをしている。原子力施設からの外部被ばくに係る主な放射線は、ベータ線、ガンマ線及び中性子線である。</p>
核燃料物質	<p>原子炉内で燃料として核分裂を起こし、エネルギーを発生させる物質で、天然ウラン、濃縮ウラン、劣化ウラン、プルトニウム及びこれらの化合物やこれを含む物質のこと。</p>
過酷事故	<p>設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な保身の冷却または反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象をいう。</p>
環境放射線 モニタリング	<p>原子力施設周辺の環境において、放射線や土壌、食物、水などに含まれている放射性物質を測定評価すること。</p>
γ (ガンマ) 線	<p>原子核の壊変によって原子核から放出される電磁波のこと。不安定な原子核がアルファ線やベータ線を放出した後に、さらにガンマ線を放出してより安定な原子核に移行する。</p> <p>ガンマ線は、物質を投下する力がアルファ線やベータ線と比べて強く、遮へいするには、厚い鉛板やコンクリート壁が必要である。</p>
吸収線量	<p>ある任意の物質中の単位質量当たり放射線が付与したエネルギーの平均値である。吸収線量のSI単位はJ/kgであるが、これにはグレイ (Gy) という特別な名称が付けられている。</p> <p>吸収線量は照射線量とは異なり、適用できる放射線や物質の種類に制限はない。また、物質が異なると、同じ種類の放射線に対しても吸収線量の値は異なる。このため、吸収線量を示す場合には、空気吸収線量、組織吸収線量というように、物質の種類を明示することが必要である。</p>
業務継続計画	<p>地震や原子力災害などの予期せぬ事態が発生した場合でも、住民等の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要がある。業務継続計画とは、災害発生時に行政機能を確保し、短時間で平常業務へ復帰する体制を構築していくことを取りまとめた計画をいう。</p>

緊急被ばく医療	<p>原子力災害や放射線事故により、被ばくした患者もしくは放射性物質による汚染を伴う緊急患者に対する医療のことで、通常の救急医療に被ばくもしくは放射性物質による汚染対応が加わったもの。放射性物質による汚染の管理及び医療スタッフの放射線防護、内部被ばくや汚染された創傷に対する医療処置が必要となる。</p>
空間線量率 (空気吸収線量率)	<p>目標とする空間の単位時間当たりの放射線量を空間線量率という。 放射線の量を物質が放射線から受けたエネルギー量で測定する場合、線量率の単位は Gy/h (グレイ/時) で表わす。空気吸収線量率ともいい、表示単位は一般的に nGy/h (ナノグレイ/時) 及び μSv/h (マイクロシーベルト/時) である。</p>
警戒区域	<p>原子力災害時に、住民等の放射線被ばくのリスクを回避するため、人の立ち入りを厳しく制限すると指定される区域のこと。 福島第一原子力発電所事故では、同原発の半径 20 km圏内で、避難指示区域と同じ地域が指定された。</p>
原子力規制委員会	<p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した福島第一原子力発電所事故を契機に、環境省を新たに外局として原子力規制に関わる部署を設け、原子力安全・保安院と内閣府原子力安全委員会等、原子炉施設等の規制・監視に関わる部署をまとめて移管することが検討され、平成 24 年 9 月 14 日に発足した。 国家行政組織法に基づいて設置される「三条委員会」と呼ばれる行政委員会で、独立性が高くなっている。また、その事務局を担うのが「原子力規制庁」である。</p>
原子力災害合同対策協議会	<p>大量の放射性物質が異常に放出されるような緊急事態が発生した場合には、国・都道府県・市町村・原子力事業者及び原子力防災専門官などは、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、共有化することにより、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターに「原子力災害合同対策協議会」を組織する。 原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部ならびに指定公共機関及び事業者などで構成される。</p>
原子力災害対策指針	<p>原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策を円滑に実施するために定められ、国民の生命及び身体の安全を確保する観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実にすることを目的としており、以下の基本的な考え方を踏まえ、専門的・技術的事項等について定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の視点に立った防災計画を策定すること。 ・災害が長期にわたる場合も考慮して、継続的に情報を提供する体系を構築すること。 ・最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう見直しを行うこと。

原子力災害対策特別措置法	<p>平成 11 年 9 月 30 日に発生した JCO ウラン加工施設臨界事故の教訓などから、原子力災害対策の抜本的強化を図るため、同年 12 月 17 日に制定され、平成 12 年 6 月 16 日に施行された法律である。この法律では、臨界事故の教訓を踏まえ、以下の項目について明確化を図るとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な初期動作の確保 ・ 国と地方公共団体の有機的な連携の確保 ・ 国の緊急時対応体制の強化 ・ 原子力事業者の責務 <p>また、原子力災害の特殊性に配慮し、原子力事業者の業務、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置ならびに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法や災害対策基本法などを補い、原子力災害に対する対策の強化を図り、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。</p>
原子力事業者 防災業務計画	<p>原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力発電所ごとに防災業務計画を作成することが義務付けられており、作成または修正の際には、60 日前までに地元自治体にその案を提出し、協議しなければならない。</p> <p>防災業務計画は原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策、その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、復旧を図るために必要な業務が定められており、原子力災害対策活動の円滑かつ適切な遂行に資することを目的としている。</p>
原子力保安検査官	<p>平成 11 年 9 月 30 日に発生した JCO ウラン加工施設臨界事故を教訓として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律が改正され、原子力事業者が守るべき保安規定の遵守状況調査制度の創設、原子力保安検査官の新たな任命などが定められた。</p> <p>原子力保安検査官は、平常時においては、経済産業省所掌及び文部科学省所掌のそれぞれの原子力施設に対して、保安規定の遵守状況、運転管理状況、及び教育訓練の実施状況の調査、定期自主検査等での立会いなどの保安検査を実施し、トラブル等発生時においては、本庁への連絡、現場調査及び再発防止対策の確認等を実施する。</p>

原子力防災管理者	<p>原子力災害対策特別措置法の規定により、原子力事業者は、原子力発電所ごとに当該施設の原子力防災業務を統括・管理するものを選任するよう義務付けられており、その最高責任者が原子力防災管理者である。</p> <p>原子力防災管理者は、特定事象の発生を覚知した場合、直ちに主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に、その旨を通報しなければならない。また、事業所外運搬の場合は、主務大臣、発生場所を管轄する知事及び市町村長に通報しなければならない。</p> <p>さらに、当該原子力発電所の防災組織を統括・管理し、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などの職務がある。</p>
原子力防災専門官	<p>原子力災害対策特別措置法の規定により、国の緊急時防災体制の中核的存在として、原子力発電所の所在するオフサイトセンターに常駐し、原子力事業所に関わる業務を担当するものが原子力防災専門官である。</p> <p>平常時においては、原子力事業者の防災業務計画の策定及び原子力防災組織の設置その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導・助言、オフサイトセンターに設置する放射線測定設備及び予測危機などの保守管理、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。</p> <p>緊急事態発生時には、情報収集と国との連絡、要員召集の判断などが主な任務となる。特に、初動時において、原子力防災管理者からの通報を受けて、速やかに防災体制を整えるという非常に重要な役目を担っている。</p>
国際原子力機関 (I A E A)	<p>International Atomic Energy Agency の略。昭和 32 年 7 月に国際連合の下に設立された原子力の平和利用促進のための機関。</p>
国際原子力事象評価 尺度 (I N E S)	<p>原子力施設や放射性同位元素を取り扱う施設等で発生したトラブルの深刻度を示す国際指標のこと。I A E A によって国際原子力事象評価尺度 (I N E S) として定められており、その事象の重大性が容易に判断できるようにしている。レベル 0 からレベル 7 までの尺度がある。チェルノブイリ原子力発電所事故はレベル 7、J C O 臨界事故はレベル 4 である。福島第一原子力発電所事故は、暫定的にレベル 7 とされている。</p>

さ行

シーベルト (Sv)	<p>人体が放射線を受けたとき、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位である。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、さらに人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」がある。</p> <p>1 Sv(シーベルト) = 1,000mSv(ミリシーベルト) = 1,000,000 μSv(マイクロシーベルト)</p>
J-ALERT (全国瞬時警報システム)	<p>通信衛星と市町村の同報系防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムである。</p> <p>対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃等に関する情報を、「国から住民まで直接瞬時に」伝達することができるという点が最大の特長である。住民に早期の避難な予防措置などを促し、被害の軽減に貢献することが期待されており、導入により地方公共団体の危機管理能力が高まるとされている。</p>
市町村による原子力安全対策に関する研究会	<p>原子力災害から市民生活を守るため、柏崎刈羽原子力発電所の安全性の確保を最重要課題として掲げ、情報共有や連携対策の構築を目的として、平成23年9月、長岡市、新潟市、上越市の3市長で立ち上げた研究会（事務局：長岡市）のこと。</p>
実効線量	<p>放射線による身体への影響、すなわち、癌や遺伝的影響の起こりやすさは組織・臓器ごとに異なる。組織ごとの影響の起こりやすさを考慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量をいう。</p> <p>実効線量を表す方法として、ある組織・臓器の等価線量に、臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数を乗じ、各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。</p> $\text{実効線量 (Sv)} = \sum (\text{等価線量 (Sv)} \times \text{組織荷重係数})$
除染	<p>放射能汚染が生じた際、放射性物質あるいは放射性物質が付着したものを除去し、もしくは遮へい物で覆うなどして、線量を下げること。</p>
スクリーニング	<p>原子力災害の際に、発電所の周辺住民等が放射能汚染の検査、これに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた場合は、救護所において、国の緊急被ばく医療派遣チームの協力を得て、身体表面に放射性物質が付着しているもののふり分けを行うことをいう。</p> <p>スクリーニングは、初期被ばく医療の段階で行い、実施した結果、放射能汚染等の応急除染が必要と認められる者に対しては、救護所要員による応急の除染が行われる。残存汚染がある者、また医療処置が特に必要と認める者については、二次被ばく医療施設に転送される。</p>

線量	吸収線量、実効線量などの総称のこと。
組織荷重係数	照射された臓器・組織により癌や遺伝的影響の程度が異なることを考慮するために乗じる係数のこと。 実効線量を計算するときに、この係数を等価線量に乘じ積算する。

た行

中性子線	<p>中性子は、原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子核（陽子）とほぼ等しい。中性子線は、水やパラフィン、厚いコンクリートで止めることができる。</p> <p>中性子線は、ガンマ線のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線を受けると、ガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。吸収された線量が同じであれば、ガンマ線よりも中性子線のほうが人体に与える影響は大きい。</p>
等価線量	<p>人の組織や臓器に対する放射線影響は、放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正したもの。</p> <p>等価線量は、次式のように、吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。</p> <p>等価線量 (Sv) = 吸収線量 (Gy) × 放射線荷重係数</p>

な行

内部被ばく	<p>人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、身体内に取り込んだ放射性物質に起因する特定臓器・組織の被ばくを「内部被ばく」という。</p> <p>放射性物質を体内に取り込む経路には、放射性物質を含む空気、水、食物などの吸入摂取、経口摂取、経皮摂取がある。</p>
-------	--

は行

PAZ (予防的防護措置を準備する区域)	<p>Precautionary Action Zone の略。重篤な確定的影響のリスクを低減するため、緊急防護措置を取るための準備を行っておくべき施設周辺の地域。この地域の防護措置は、施設の状況の判断の下に放射性物質の放出前に、あるいは放出直後に実施されることとなる。</p> <p>原子力災害対策指針では、IAEAの国際基準を踏まえ、範囲のめやすを「原子力施設から概ね半径5km」としている。</p>
被災地住民行動記録	<p>原子力災害発生時にいた場所、その後の行動、避難所等での措置などを記録・登録し、その後の医療措置や損害補償の際に参考にする資料のこと。</p>
被ばく	<p>放射線にさらされることをいい、事故・災害・兵器によるもの、日常での自然放射線によるもの、放射線療法などの医療行為によるもの等がある。</p> <p>原子力施設から放出される放射性物質が直接または間接的に人の放射被ばくをもたらす経路を「被ばく経路」という。大気中に放出された放射性物質からのガンマ線またはベータ線により「外部被ばく」をもたらし、また、放射性物質を含む空気の吸入、汚染した農作物などの摂取により「内部被ばく」をもたらす。</p> <p>大気中に放出された放射性物質から人への被ばく経路のうち、緊急時の早期段階での主要な被ばく経路は、放射性プルームからの直達放射線と呼吸による放射性物質の体内への取り込みである。また、放射性物質が牧草や葉菜に沈着し、その牧草を食べた乳牛の牛乳を飲み、汚染した葉菜を採取して人間が被ばくする。</p>
(放射性) プルーム	<p>気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団の放射性物質が、大気とともに雲のように流れる状態をいう。</p>
ベクレル (Bq)	<p>放射能の能力を表わす単位のこと。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さを表す。</p>

防護対策	<p>放射性物質または放射線の異常な放出が発生した場合に、心理的負担や経済的負担も考慮しつつ、周辺住民等の被ばくをできるだけ低減するために講ずる措置。</p> <p>防護対策には、屋内退避、コンクリート屋内退避、避難、安定ヨウ素剤予防服用、飲食物摂取制限及び立入制限措置が考えられている。</p>
防災基本計画	<p>災害対策基本法に基づいて、国の中央防災会議が作成する我が国の防災に関する基本的な計画であり、災害予防、災害応急対策、災害復旧の段階ごとに、国、地方公共団体及び防災関係機関等の役割と責務を明確にしている。</p>
放射性物質	<p>放射線を出す性質（能力）を「放射能」といい、放射能を持っている原子（放射線核種という）を含む物質を、一般的に「放射性物質」という。</p>
放射線	<p>ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ粒子、ベータ粒子など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出されたX線・電子線・中性子線・陽子線・重粒子線などのことをいう。</p>
放射線荷重係数	<p>放射線荷重係数は、放射線の種類とエネルギーによって異なる確率的影響の発生リスクを、全ての放射線に対して共通の尺度で評価するための補正係数である。放射線の種類とエネルギーごとに与えられており、等価線量を計算するときに使用する。</p> <p>【放射線荷重係数の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベータ（β）線、ガンマ（γ）線、エックス（X）線は1 ・中性子線はエネルギーにより5～20 ・アルファ（α）線は20
放射能	<p>原子核が別の原子核に壊れて変化し、アルファ線、ベータ線あるいはガンマ線などの放射線を出す性質を放射能という。放射能を保有する物質を放射性物質といい、その量をベクレル（Bq）で表す。</p>
ホットスポット	<p>放射線量が局所的に高い地域のこと。核実験や原子力発電所の事故による放射能汚染において、汚染源から離れているにもかかわらず、周辺地域と比べて放射線量が高い地域が点状や帯状に出現することがあり、気象条件や地形が原因だと考えられている。</p> <p>福島第一原子力発電所事故による放射線汚染では、周辺各県でのホットスポットの報告が相次いだ。</p>

ま行

みなし仮設住宅	震災などで住居を失った被災者が、民間事業者の賃貸住宅を仮の住まいとして入居した場合に、その賃貸住宅を国や自治体が提供する「仮設住宅」（応急仮設住宅）に準じるものと見なすこと。一般的に「仮設住宅」というと、災害発生後に応急的に設置されるプレハブ住宅を指す。国や地方自治体などの行政主体が災害救助法に基づき設置し、被災者に貸与するもので、設置費用や賃料は国庫負担によって賄われる。
モニタリング車	空間放射線量率の連続測定記録装置、大気中の放射性ヨウ素及び粒子状放射性物質を連続採取し測定する装置、風向き風速の連続測定記録装置等を搭載した環境モニタリング専用の特殊車両のこと。
モニタリングポスト	放射線を定期的に、または連続的に監視測定することを「モニタリング」といい、原子力発電所等の周辺でモニタリングを行うために設置された装置を「モニタリングポスト」という。 環境の放射線量率の測定は、通常、ガンマ線を対象に行われ、検出器としてガンマ線に感度のよい、蛍光作用を利用した「シンチレーション検出器」や電離作用を利用した「電離箱式検出器」がよく用いられる。これらの測定器は、平常時の放射線レベルから緊急事態全般にわたる広範囲の放射線の変動を欠かすことなく連続測定監視できるようになっている。

や行

UPZ (緊急時防護措置を準備する区域)	Urgent Protective action Planning Zone の略。緊急防護措置を取るための準備を行っておくべき施設周辺の地域のこと。国際基準に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境放射線モニタリング等の結果を踏まえ運用上の介入レベル（O I L）等に基づき避難・屋内退避・安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域である。 原子力災害対策指針では、I A E A の国際基準を踏まえ、範囲の目安を「原子力発電所施設から概ね半径 30 km」としている。
予測線量	予測線量とは、放射性物質または放射線の放出量予測、気象情報予測などを元に、何の防護対策も講じない場合に、その地点に留まっている住民が受けると予測される線量の推定値のことである。個々の住民が受ける実際の線量とは異なるものである。

ら行

リスクコミュニケーション	化学物質や原子力など健康への影響が心配される事柄について、原因者の事業者と住民が情報を共有し、意思疎通を図って対策を進め、リスクの低減に取り組むこと。住民の不安を和らげるとともに、事業者も削減に努力し、相互理解が進むメリットがある。
--------------	--

参考文献

- ・新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）
- ・原子力災害対策指針（原子力規制委員会）
- ・公益財団法人 原子力安全技術センター 「原子力防災基礎用語集」 2004年
- ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 「原子力百科事典 ATOMICA」 <http://www.rist.or.jp/atomica/>

第7部 使用様式等

7-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者					
担当部課等名	部		課		係
	担当者名				
	Tel	防災無線		その他	
派遣要請依頼日時	年	月	日	時	分
災害の状況及び派遣依頼理由					
派遣を希望する期間	年	月	日から	年	月 日
	年	月	日から必要とする期間		
派遣を希望する区域	町		村		地内
	施設等名称				
現地連絡員	部		課		係、担当者名
派遣を希望する活動の内容					
その他必要事項					

※ 新潟県防災局危機対策課 Fax 025-282-1640

7-2 応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 兼 事前届出済証

○ 緊急通行車両等事前届出関係様式

<p>緊急通行車両等事前届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>新潟県知事 様</p> <p>申請者住所 (電話) 氏名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>		<p>新潟前緊第 号</p> <p>緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p>年 月 日</p> <p>新潟県知事</p>
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
出発地		
<p>(注) この事前届出書は2部作成して、車検証（写し）と当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、新潟県防災局危機対策課に提出して下さい。</p>		
<p>(注) 1 災害発生時又は武力攻撃事態等においては、新潟県防災局危機対策課若しくは地域振興局企画振興部又は災害対策本部等若しくはこれらの地方本部に提出して、所要の手續を受けて下さい。 (注) 地域振興局企画振興部への申請は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までとなります。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、新潟県防災局危機対策課に届け出て再交付を受けて下さい。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還して下さい。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。</p>		

第7部 使用様式等

7-3 緊急通行車両確認申請書

緊 急 通 行 車 両 確 認 申 請 書 年 月 日 新潟県知事 様 申請者住所 (電話) 氏 名 印	
番号標に表示 されている番 号	(車両登録番号)
車両の用途 (緊急輸送を 行う車両に あっては、輸 送人員又は品 名)	
使用者	住 所
	氏 名
通 行 日 時	
通 行 経 路	出発地
	目的地
備 考	

7-4 消防防災航空隊出場要請書

消防防災航空隊 電話 025(270)0263

F A X 025(270)0265

1 要請団体	発信者			
2 災害種別	(1)救急	(2)救助	(3)火災	(4)自然災害
3 要請内容	(1)救急	(2)救助	(3)消火	(4)偵察 (5)物資輸送
4 発生場所目標	(市町村)		番地	
5 発生日時	年	月	日 (曜日)	時 分頃
6 事故概要又は災害概要				
7 気象	天候 視界	風向 m (風速 m/s	気温 ℃ 警報・注意報)
8 出場先 臨着場	場所 目標 (名称)	(市・町・村)	番地	
9 搬送先 臨着場	場所 目標 (名称)	(市・町・村)	番地	
10 傷病者等	傷病者名 傷病名	M・T・S・H 程度 (重・中・軽)	年 月 日 男・女	日生 歳
11 現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名		
12 消防隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (主運用波6・統制波1・2・3)	コールサイン		
13 他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名	氏名		
14 要請日時	年	月	日 (曜日)	時 分
※ 以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。				
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (主運用波6・統制波1・2・3)	コールサイン		
2 到着予定時刻	年	月	日 (曜日)	時 分
3 活動予定時刻	時間	分		
4 必要資機材				
※ その他の特記事項				
		受信者名		

第7部 使用様式等

7-5 災害等速報

(新潟県消防防災ヘリコプター緊急運航要領)

様式第2号 (第9関係)

災 害 等 速 報

要 請 活 動 事 項	(1) 救 急 (2) 救 助 (3) 消 火 (4) 偵 察		
要 請 者			
発 生 場 所			
発 生 日 時 (要 請 日 時)	年 月 日 ()	時 分頃	
要 請 方 法	(年 月 日 () 時 分)		
事 故 概 要			
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢)	負傷者等	名
	計 名	うち重傷	名
	行方不明	中等傷	名
		軽傷	名
要 救 助 者 数 (見込み)	名	救助人員	名
活 動 の 状 況			
そ の 他 参 考 事 項			
報 告 者 氏 名		活 動 従 事 者	

7-6 災害報告取扱要領

第1 総則

1 主旨

この要領は、災害に関する報告について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものにより生ずる被害とする。

3 報告義務

災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、市町村長は必要な報告を県知事に行うものとする。

4 報告すべき災害等

市町村長は、当該市町村の区域に災害が生じた場合はすべて県知事あてに報告するものとする。

- (1) 災害即報は、被害を覚知したとき、原則として30分以内に別紙第4号様式（その1）により報告するものとする。
- (2) 災害確定報告は、応急対策を終了した後20日以内に、別紙第1、2、3号様式により報告するものとする。
- (3) 雪害は長期にわたるので個々の被害ごとに(1)、(2)と同様に報告し、積雪期間終了後に期間全体の被害状況を別紙第1、2、3号様式により報告するものとする。

5 報告先

新潟県 防災局 危機対策課 危機対策第1

電話：025-282-1638（直通）

防災無線：（発信番号）-401-20-6111、6434、6435、6436、6439

NTT FAX：025-282-1640

電子メール：ngt130040@pref.niigata.lg.jp

第2 記入要領

被害報告の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者とする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。

第7部 使用様式等

※雪害による人的被害として計上する必要がある事案は、下記のとおりとする。

- (1) 雪崩により家屋等が倒壊したことによるもの。
- (2) 雪崩に車両等が巻き込まれたことによるもの。
- (3) 屋根の雪下ろし中、誤って転落したことによるもの。
- (4) 屋根雪等の落下によるもの。
- (5) 除排雪中に川等に転落したことによるもの。
- (6) 除雪して積み上げておいた雪が崩れたことによるもの。
- (7) 雪により、ビニールハウス等が倒壊したことによるもの。
- (8) 吹雪等により走行不能となった自動車内にとじこめられ、一酸化炭素中毒症等になったもの。あるいは凍死したもの。
- (9) 吹雪等により道路等の識別が困難になり、道に迷って凍死したもの。あるいは、川等に転落したことによるもの。
- (10) 除雪作業中、負傷あるいは死亡したもの（除雪機に巻き込まれたもの、除雪機が横転し、下敷きになったもの等を含む）
- (11) 除排雪作業中、又はその直後に発症した疾病のうち、
 - ① 明らかに当該除排雪作業が当該者にとって通常の労務と比較して著しく過重であったこと。
 - ② 当該疾病の発病が直接、かつ、明らかに当該除排雪作業に起因すること。等が客観的に認められるものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
- (3) 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
- 3 非住家被害
- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物をいうものとする。これらの施設に人が居住しているときには、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
- 4 その他
- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法が適用(昭和39年法律第167号)され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上、必要な堤防、護岸、水利床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上、重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法(昭和30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となった程度の被害とする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

第7部 使用様式等

- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- (20) 「火災発生」とは、地震又は火山噴火に起因する場合のみの火災発生件数とする。

5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)は、カッコ書きするものとする。
- (6) 「農業被害」とは、農林水産業施設以外の農業被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (7) 「林業被害」とは、農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
- (8) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (9) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
- (10) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

6 その他

欄外には、災害の原因、災害の発生日時、災害の発生場所又は地域、災害対策の概要、その他について簡潔に記入するものとする。

第7部 使用様式等

【第2号様式】

人的被害状況集計

災害原因	
災害の発生日時	年 月 日
報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	

整理番号	年齢	性別	氏名(入力任意)	発生場所	発生日時	該当箇所に○を記載					事故の概要 ※発生時の状況や負傷状況をわかる範囲で記述
						死亡	うち関連死	重傷	軽傷	不明	
(記入例)	72	男	新潟太郎	××地内	●/● ×:×頃			○			本人所有のビニールハウスの状況確認時にハウスが倒壊し下敷きとなった。右足首骨折、右腰部打撲。
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											

【第3号様式】

建物被害状況集計

災害原因	
災害の発生日時	年 月 日
報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	

整理番号	建物の別			発生場所	発生日時 (覚知日時)	該当箇所に○を記載						世帯数	人数	被害詳細 ※発生時の状況や負傷状況をわかる範囲で記述
	分類1	分類2	施設名			全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水			
(記入例1)	住家	—	市営●●住宅	××地内	●/● ×:×頃				○			3	12	強風により、トタン屋根が一部破損
(記入例2)	非住家	公共建物 or その他	●●保育園	××地内	●/● ×:×頃			○				—	—	
(記入例3)	その他	学校施設	●●幼稚園	××地内	●/● ×:×頃						○	—	—	
(記入例4)	その他	病院	●●病院	××地内	●/● ×:×頃					○		—	—	
(記入例5)	その他	病院	養護施設●●園	××地内	●/● ×:×頃		○					—	—	
(記入例6)	その他	清掃施設	●●焼却場	××地内	●/● ×:×頃				○			—	—	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														

第7部 使用様式等

【第4号様式】

(災害概況即報)

報告日時	年	月	日	時	分
都道府県	新潟県				
市町村					
報告者名					

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年	月	日	時	分	
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死							半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数 ※市町村から消防庁へ直接する報告する場合のみ記載												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他と都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

7-7 消防庁への火災・災害等速報基準

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者	重症 人				
		中等症 人				
		軽症 人				
建物の概要	構造		建築面積		m ²	
	階層		延べ面積		m ²	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
		半焼棟			建物焼損表面積	m ²
		部分焼			林野焼損面積	ha
		ぼや				
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台 人			
	消防団		台 人			
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機 人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第7部 使用様式等

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高压ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他()	物質名			
施設の区分	1.危険物施設 2.高危混在施設 3.高压ガス施設 4.その他()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢)人		負傷者等	人()	
			重症	人()	
		中等症	人()		
		軽症	人()		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関		出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台	人	
		消 防 団	台	人	
		消防防災ヘリコプター	機	人	
		海上保安庁	人		
自 衛 隊	人				
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救護事故等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害												
発生場所													
発生日時 (覚知日時)	<table border="1"> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分</td> <td rowspan="2">覚知方法</td> </tr> <tr> <td>(月)</td> <td>(日)</td> <td>(時)</td> <td>(分)</td> </tr> </table>	月	日	時	分	覚知方法	(月)	(日)	(時)	(分)			
月	日	時	分	覚知方法									
(月)	(日)	(時)	(分)										
事故等の概要													
死傷者	<table border="1"> <tr> <td>死者 (性別・年齢)</td> <td>負傷者等</td> </tr> <tr> <td>計 人</td> <td>人 (人)</td> </tr> <tr> <td>不明 人</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>重症</td> <td>人 (人)</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人 (人)</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>人 (人)</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	死者 (性別・年齢)	負傷者等	計 人	人 (人)	不明 人	<table border="1"> <tr> <td>重症</td> <td>人 (人)</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人 (人)</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>人 (人)</td> </tr> </table>	重症	人 (人)	中等症	人 (人)	軽症	人 (人)
死者 (性別・年齢)	負傷者等												
計 人	人 (人)												
不明 人	<table border="1"> <tr> <td>重症</td> <td>人 (人)</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人 (人)</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>人 (人)</td> </tr> </table>	重症	人 (人)	中等症	人 (人)	軽症	人 (人)						
重症	人 (人)												
中等症	人 (人)												
軽症	人 (人)												
救助活動の要否													
要救護者数 (見込)	救助人員												
消防・救急・救助活動状況													
災害対策本部等の設置状況													
その他参考事項													

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第7部 使用様式等

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____
 災害名 _____（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年	月	日	時	分			
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人		半壊			棟	床下浸水		棟		
		不明		人		軽傷			人	一部破損		棟	未分類	
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 _____ _____ _____														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第7部 使用様式等

7-8 災害履歴関連

旧市町村史・旧市町村地域防災計画から確認できる主な風水害のリスト

上越市地域防災計画策定業務報告書・防災アセスメント調査（平成19年3月）より抜粋
平成18年以降出典：市作成の災害履歴

災害発生日	災害の状況
1747(延享4)年 8月19～20日	[名立区] 豪雨による大水害により名立谷1,900石のうち1,400石を失う（卯月の満水）。
1897(明治30)年	[名立区] 洪水で名立橋が流出。家屋も13戸、20棟流出。
1913(大正2)年 8月27日	[清里区] 楡池川水害発生。流出耕地50町分。
1914(大正3)年 8月13～14日	◆暴風雨による保倉川、高谷川、小黒川（浦川原）、飯田川（牧）の氾濫： [浦川原区] 死者29名、流出家屋24戸、流出橋12本、道路決壊・田畑冠水多数。 [牧区] 落田地区6m冠水、死者15名、流出住家7戸・非住家5棟、床上浸水5棟。
1927(昭和2)年 3月8～9日	[牧区] 1月2日の大雪の融雪が進み、降雨の影響もあり飯田川が増水し、田島一毘子間、柳島一東松ノ木間の橋梁流出。損害額700円以上。
1929(昭和4)年	[名立区] 集中豪雨で名立川氾濫。巖橋、大菅橋、名立橋以外の橋は全て流出。
1939(昭和14)年 8月	[清里区] 馬屋地区にて別所川堤防決壊。
1948(昭和23)年 9月15日	◆台風21号（アイオン台風） [三和区] 新堀川の河口が埋まり湛水、水稻70町歩冠水。
1953(昭和28)年	[名立区] 大水害発生
1956(昭和31)年 7月14～24日	[大島区] 最高雨量50mm程度の豪雨。保倉川増水により三竹沢・仁上で橋梁流出、千原では橋梁が冠水。
1956(昭和31)年	[名立区] 森地区にて家屋13戸浸水のほか、橋梁・道路に被害発生。
1958(昭和33)年 7月27日	[頸城区] 大雨により田畑冠水被害 325町歩。
1958(昭和33)年 9月16～18日	◆台風22号 [大島区] 保倉川が氾濫し下岡橋が損壊。三竹沢太田地内と上達太原地内で土砂崩壊により県道埋没。 [名立区] 被害額2,800万円。被災者26人、住宅5戸余暇下浸水、耕地5.5ha埋没。
1961(昭和36)年 9月16日	◆台風18号（第2室戸台風） [合併前の上越市] 高田の最大瞬間風速は西南西34.8m/s。死者6名、負傷者348名、住家全壊222棟、住家半壊1,128棟、非住家全半壊1,330棟。 [安塚区] 台風が中心が本町付近を通過し、町内全域に被害を受け、家屋の一部破損のほか、農作物・農業施設等に大きな被害。 [大島区] 被害総額2,600万円。住宅では半壊1戸、小壊259戸。非住宅では半壊4棟、小壊72棟。旭小・中学校の屋根が飛ばされ廊下で授業。 [名立区] 最大風速42mで約3,000万円の被害。
1962(昭和37)年 9月15日	◆雷雨 [合併前の上越市] 谷浜地区いさざ川橋流失、床上浸水15戸、床下浸水92戸、崖崩れ4ヶ所。
1964(昭和39)年 7月7～18日	◆梅雨前線 [合併前の上越市] 国道冠水・土砂崩れで通行止め、郷津駅埋没ほか、床上浸水77戸、床下浸水442戸。 [頸城区] 大雨により死者1名などの被害発生（関川）。 [清里区] 塩曾根地区における雁平川の堤防決壊。
1965(昭和40)年 9月17～18日	◆台風24号 [合併前の上越市] 高田の最大瞬間風速は西北西31.1m/s。雨量284.1mm。下正善寺など6集

災害発生日月	災害の状況
	<p>落孤立、死者1、負傷者157、住宅流失3、住家全壊2、住家半壊2、床上浸水5,048、床下浸水4,208、非住家浸水98、道路決壊160、橋損壊50、堤防決壊89、崖崩れ20、水田流失60ha、農業用施設損壊40。</p> <p>[大島区] 被害総額3,000万円。道路・河川の決壊など36箇所、水田冠水7.7ha。</p> <p>[頸城区] 関川・保倉川大洪水により直江津地区では水深1m程度冠水。</p> <p>[三和区] 田畑冠水390ha、住居浸水190戸、道路破損65箇所、橋流壊3箇所、用水池決壊5箇所、被害総額9,725万円。</p> <p>[名立区] 24億円の被害、災害救助法発令。24時間雨量240mm、県道の決壊・流出34箇所・延べ3,225m。水田の流出・決壊・冠水で全耕地450haの約27%が全滅、町道の16の橋は全部流出。堤防・護岸の流出決壊は、90箇所で約1.5km。建物の被害は、住宅全壊2戸、一部損壊14戸、床上浸水106戸、床下浸水138戸。</p>
1967(昭和42)年 7月13～14日	<p>◆梅雨前線 [合併前の上越市] 不明1名、堤防決壊1、水田10a冠水、床下浸水9戸。</p>
1967(昭和42)年 8月14～15日	<p>◆前線と熱帯低気圧 [合併前の上越市] 道路被害(県道5、国道3)、堤防決壊1、山崩れ7、橋流失2、床上浸水6戸、床下浸水339戸、停電160戸。</p>
1967(昭和42)年 8月27～28日	<p>◆温暖前線 [合併前の上越市] 橋流失1、床下浸水84戸。 [頸城区] 保倉川出水により床下浸水78戸、橋梁流出1箇所。</p>
1968(昭和43)年 6月29～30日	<p>◆梅雨前線 [合併前の上越市] 床上浸水33戸、床下浸水555戸、水田冠水170ha、畑冠水172ha。 [頸城区] 保倉川出水により床上浸水64戸、床下浸水957戸、浸水面積1,600ha。 [三和区] 住宅浸水84戸、田畑流埋冠水167ha。</p>
1969(昭和44)年 8月9～10日	<p>◆停滞前線 [合併前の上越市] 床上浸水69戸、床下浸水352戸、水田冠水300ha、国道不通3カ所、国鉄北陸線26本運休。 [大島区] 被害総額14,000万円。濁流にのみこまれ1人死亡。住宅床下浸水20戸、非住宅半壊1棟、水田流埋3.5ha、冠水57.8ha、農道決壊28箇所、地すべり4箇所、村道6箇所・国県道17箇所土砂崩れや決壊。河川の被害38箇所。 [頸城区] 関川・保倉川等の出水により床上浸水224戸、床下浸水1,264戸。 [名立区] 名立川が氾濫。被害額6,000万円。</p>
1970(昭和45)年 8月6～7日	<p>◆停滞前線 [合併前の上越市] 床上浸水114戸、畑冠水40a。 [三和区] 浸水28戸、田畑冠水109ha。</p>
1970(昭和45)年	<p>[名立区] 暴風・高波で1,500万円の被害発生。</p>
1972(昭和47)年 8月3日	<p>◆雷雨 [合併前の上越市] 床下浸水77戸。</p>
1972(昭和47)年 8月21日	<p>◆停滞前線 [合併前の上越市] 土砂崩れ3カ所、道路一時通行止め、床下浸水49戸。</p>
1974(昭和49)年 7月3日	<p>[頸城区] 保倉川・青田川出水。床上浸水80戸、床下浸水1,003戸、浸水面積1,564ha。 [三和区] 降雨量は短時間で138mmに達し、桑曽根川が氾濫。浸水27戸。</p>
1978(昭和53)年 6月25～28日	<p>◆梅雨前線 [大島区] 被害総額29,000万円。豪雨対策本部設置。村道9箇所をはじめ農業施設や水田の流出、埋没など。道路決壊や通行止め等により、旭小学校、大島中学校、安高大島分校が臨時休校。 [頸城区] 瀧川・保倉川出水。床上浸水11戸、床下浸水73戸、浸水面積769ha。</p>
1981(昭和56)年 3月14日	<p>[安塚区] 融雪による異常出水で小黒川が氾濫。床上・床下浸水5戸。</p>

第7部 使用様式等

災害発生年月日	災害の状況
1981(昭和56)年 3月26日	[牧区] 気温上昇と強風による融雪。飯田川で鉄砲水が発生し、棚広橋が破壊。警戒にあっていた村職員が死亡。その他、住家・非住家・車両等に被害発生。
1981(昭和56)年 8月22～23日	◆台風15号 [合併前の上越市] 高田の最大瞬間風速は北西27.6m/s、総雨量121mm。床上浸水200戸、床下浸水641戸、耕地冠水等606.3ha、山崖崩れ50箇所、堤防決壊7箇所。 [頸城区] 関川・保倉川出水により左内橋流出、国道18号冠水、床上浸水233戸、床下浸水798戸、田畑被害712ha。 [三和区] 飯田橋流出。 [名立区] 不動地区で209mmの豪雨あり。
1982(昭和57)年 8月1～2日	◆台風10号にともなうフェーン現象 [大島区] 水稲、転作大豆、葉タバコ、桑園に被害。
1982(昭和57)年 9月12～13日	◆台風18号 [合併前の上越市] 高田の最大瞬間風速は西北西20.5m/s、総雨量253.5mm、13日2時までの24時間雨量は154.5mm。床上浸水1,272戸、床下浸水2,033戸、耕地冠水等732.7ha、道路決壊197箇所、橋梁決壊9箇所、山崖崩れ28箇所、堤防決壊7箇所。 [安塚区] 河川増水、田畑冠水、護岸30箇所決壊。 [頸城区] 関川その他支川が出水し、全壊流出家屋4戸、半壊家屋1戸、床上浸水1,273戸、床下浸水1,998戸、田畑被害3,200ha。 [中郷区] 238mmの連続雨量をともなって襲来したため、12日22時から13日5時頃まで、河川を中心に被害が発生。非住家流失1棟、床下浸水2棟、田流失6ha、冠水20ha、道路10箇所、橋梁1箇所、河川53箇所、砂防2箇所、鉄道不通6箇所、被害総額38,8,68万円。 [名立区] 甚大な被害が発生。不動地区で308mmの集中豪雨。
1983(昭和58)年 3月2日	[安塚区] 須川川が融雪による異常出水で氾濫し、住宅6戸が床下浸水。
1983(昭和58)年 7月25日	◆梅雨前線(昭和58年7.25豪雨災害) [合併前の上越市] 市内中小河川数本氾濫、床下浸水20戸。 [中郷区] 4時頃から降り出した雨は14時を過ぎて雨脚が強まり、16時～17時までの1時間に35mmの豪雨となり、河川の護岸決壊等の被害が生じた。田冠水1ha、道路6箇所、河川4箇所に被害発生。被害総額5,000千円。 [板倉区] 床下浸水4棟、道路決壊3箇所、耕地冠水流出4.5ha、被害額15,424万円。
1985(昭和60)年 6月18日 ～7月13日	◆梅雨前線 [合併前の上越市] 高田の26日間の総雨量695mm、7月8日20時までの24時間雨量193mmの激しい降雨があり、浸水被害・土砂災害が発生。7月8～13日の間、虫生岩戸の国道8号で土砂崩れ、押し流された車に乗っていた1人が死亡。交通止多数。保倉川・関川が氾濫し、床上浸水144戸、床下浸水380戸、信越本線不通。 [頸城区] 保倉川出水により床上浸水411戸、床下浸水2,046戸、浸水面積1,600ha。 [中郷区] 7月8日豪雨災害。24時間雨量152mm、8日16時～17時最大時間雨量16mm。水田流埋0.27ha、田冠水36.4ha、農道決壊10箇所、橋梁護床流出2箇所、河川護岸決壊10箇所、被害総額1,613万円。
1985(昭和60)年 7月20日	[中郷区] 7月20日豪雨災害。20日16時～21日16時24時間雨量93.5mm、17時～18時最大時間雨量53mm、17時～18時最大時間雨量50mm。住家床下浸水17棟、林道決壊1箇所、被害総額130万円。
1985(昭和60)年 9月17～19日	◆秋雨前線 [合併前の上越市] 虫生岩戸の県道で泥水が流失し、通行止め。
1985(昭和60)年 11月8～9日	◆冬型気圧配置 [合併前の上越市] 国道8号・国府一名立間通行止め。中ノ俣地内で崖崩れ。
1987(昭和62)年 4月21日	[清里区] 瞬間最大風速31.2mを記録。住宅屋根の被害2件、作業所車庫等の屋根側面の被害18件、車庫シャッターの被害4件、青苗ハウスの全壊20件、青苗ハウスの半壊100件。

災害発生日月	災害の状況
1995(平成7)年 7月11～12日	<p>◆梅雨前線（平成7年7月11日豪雨災害）</p> <p>[合併前の上越市] 床上浸水418戸、床下浸水1,892戸、農地冠水630ha。 [安塚区] 床下浸水住家28戸。 [浦川原区] 床下住家24戸、田畑冠水60a、道路被害33箇所、被害額27,000万円。 [大島区] 15時半大雨洪水警報発令。役場で18時からの時間雨量が40.5mmを記録。7.11豪雨災害対策本部を設置。降り始めからの24時間雨量259.5mm。消防団は警戒や土のう積みなどに2日間で延べ160人が出動。住宅床下浸水18戸、非住宅床上浸水1棟・床下浸水3棟、崖崩れのため一部損壊1戸通行止め国道1線・村道6線、道路河川などの被害9億円、農地・農業関係の被害65,000万円。 [牧区] 床下浸水住家3棟・非住家6棟、道路被害31箇所、広範囲の田畑に被害。 [柿崎区] 柿崎川堤防の洗掘により高畑地区の農地が広範囲に冠水。氾濫平野を盛土して造成した柿崎地区の一部では米山川の氾濫により床下浸水等の被害が発生。山地斜面では崩壊が発生し、造成等によりつくられた切土斜面でも崩壊が多く、一部民家等に被害。 [頸城区] 桑曾根川越水。床上浸水136戸、床下浸水227戸、田畑被害179.6ha。 [中郷区] 11日15時から169.5mmに達し、17時から18時にかけて最大時雨量30mmを越える豪雨。水田流失0.02ha、冠水2.93ha、畑埋没1.30ha、冠水0.22ha、河川30箇所、崖崩れ2箇所、鉄道不通1箇所、農林水産業施設31箇所、公共土木施設28箇所、全戸停電（26時間55分）、道路被害（農道4箇所、林道4箇所）、橋梁被害（国道1箇所）、河川被害（片貝川崩壊26箇所）、被害総額：37,501万円。 [板倉区] 床下浸水住家16棟、道路決壊9箇所、被害総額15,902万円。 [三和区] 降雨量206mm、非住家190箇所、田畑281haが冠水被害。</p>
1998(平成10)年 8月16日	[安塚区] 集中豪雨により、円平坊地内で床下浸水、信濃坂において民家の裏山がくずれ自主避難。その他、農地、道路に大きな被害。
1998(平成10)年 9月20～22日	<p>◆台風7号</p> <p>[浦川原区] 家屋半壊3棟、一部損壊83棟、その他施設25棟に被害。 [三和区] 20日午前8時7分に42mの瞬間最大風速を記録、8時15分に村内約620戸が停電。倒木多数のほか、村観光施設「米と酒の謎蔵」の屋根が破壊。</p>
2004(平成16)年 9月7日	<p>◆台風18号</p> <p>[牧区] 住家3棟、非住家12棟に被害発生。村指定文化財のケヤキの大木など倒木が相次ぎ、電気不通285世帯・電話不通50世帯、倒木による車両2台等の被害。 [清里区] 梨平地区において、倒木により作業所1棟全壊。 [三和区] 7日午後8時25分に瞬間最大風速32mを記録。倒木（82本）や倒木にともなう停電（4集落）、家屋の一部損壊（5件）、作業所・小屋の一部損壊（25件）などの被害が発生。</p>
2004(平成16)年 10月21日	<p>◆台風23号</p> <p>[三和区] 床下浸水3棟。</p>
2006(平成18)年 10月29日	<p>◆記録的短期間強雨</p> <p>高田測候所において午後6時50分からの1時間雨量で91ミリを観測 <被害>床上浸水18棟、床下浸水270棟、非住家浸水被害120棟</p>
2009(平成21)年 10月8日	<p>◆台風18号</p> <p>15時30分避難準備情報を発表、和田小学校、ラーバンセンターの2避難所を開設。最大風速10時14分大潟区で12.6m、瞬間最大9時39分大潟区で22.7mを観測 <被害>非住家一部損壊2棟、他道路被害、停電の発生等</p>
2010(平成22)年 3月21日	<p>◆強風被害</p> <p>午前4時29分に高田測候所で瞬間最大風速31.9mを観測 <被害>住家一部損壊9件、非住家一部損壊10件</p>
2010(平成22)年 12月9日	<p>◆竜巻による被害</p> <p>ほくほく線第一増田風速計において、17時09分瞬間最大風速52.4mを観測 被害が同様の時刻に、大潟区・頸城区の一部地域に集中したことから竜巻と推定され、気象</p>

第7部 使用様式等

災害発生日月	災害の状況
2011(平成23)年 7月30日	<p>庁による災害調査の結果、竜巻であると報告(推定)される(強さはF0~F1と推定)</p> <p>◆新潟・福島豪雨 29日付で災害救助法が適用される</p> <p>9:15保倉川、柿崎川、田麦川沿線域に避難準備情報、11時柿崎区大出口川沿線域に避難勧告、14:00保倉川沿線域に避難勧告を公表</p> <p><被害>住家被害:床上浸水4棟、床下浸水62棟、一部損壊2棟 非住家被害:全壊(流失)1棟、浸水被害123棟 農業被害:流失7.20ha、埋没10.00ha、冠水155.00ha、浸水1780.00ha 道路被害:120箇所、林業被害:39箇所、河川被害:10箇所、土砂崩れ:1箇所</p> <p>[合併前の上越市] 14:00保倉川沿線域に避難勧告を公表。床下浸水中心1棟、農道被害1箇所、揚水機被害1</p> <p>[安塚区] 道路被害29箇所、他農業施設に被害。</p> <p>[浦川原区] 9:15保倉川沿線域に避難準備情報を公表。床下浸水住家9棟、一部損壊2棟、床下浸水非住家14棟、道路被害54箇所、他農業用施設等に被害。</p> <p>[大島区] 9:15保倉川、田麦川沿線域に避難準備情報を公表。床下浸水住家15棟、非住家6棟、車庫1棟流失、道路被害55箇所、他農業用施設に被害。</p> <p>[牧区] 農業用排水路被害1箇所</p> <p>[柿崎区] 9:15柿崎川沿線域に避難準備情報を公表、11:00大出口川沿線(上金原、桜田新田27世帯91人)に避難勧告を公表。床上浸水1棟、床下浸水住家18棟、非住家68棟、道路被害30箇所、他農業用施設に被害。</p> <p>[吉川区] 9:15柿崎川沿線域に避難準備情報を公表。床上浸水3棟、床下浸水住家18棟、非住家35棟、道路被害152箇所、他農業用施設被害多数。</p> <p>川谷地区の土砂崩れによる県道名木山・浦川原線の通行止めに伴い一時孤立</p> <p>[清里区] 農道被害1箇所、田被害2箇所</p> <p>[三和区] 床下浸水住家1棟、農道被害1箇所、田被害4箇所</p> <p>[名立区] 田被害1箇所</p>
2012(平成24)年 4月3日	<p>◆低気圧及び寒冷前線の通過</p> <p>[合併前の上越市] 強風による転倒で重傷者3名、軽傷者5名、住家半壊1棟、一部損壊126棟、非住家全壊18棟、大規模半壊1棟、半壊3棟、一部損壊210棟。</p> <p>[安塚区] 住家一部損壊2棟、非住家一部損壊2棟。</p> <p>[浦川原区] 住家一部損壊1棟、非住家全壊1棟、一部損壊6棟。</p> <p>[大島区] 住家一部損壊4棟、非住家一部損壊7棟。</p> <p>[牧区] 住家一部損壊3棟、非住家一部損壊8棟。</p> <p>[柿崎区] 住家一部損壊31棟、非住家全壊1棟、大規模半壊1棟、半壊1棟、一部損壊90棟。</p> <p>[大潟区] 強風による転倒で重傷者1名。住家大規模半壊1棟、半壊1棟、一部損壊112棟、非住家全壊11棟、大規模半壊2棟、半壊1棟、一部損壊145棟。</p> <p>[頸城区] 住家9棟、非住家全壊10棟、非住家一部損壊61棟。</p> <p>[吉川区] 住家一部損壊17棟、非住家半壊1棟、一部損壊39棟。</p> <p>[中郷区] 住家半壊1棟、一部損壊1棟、非住家一部損壊4棟。</p> <p>[板倉区] 住家一部損壊1棟、非住家一部損壊7棟。</p> <p>[清里区] 住家一部損壊2棟、非住家一部損壊1棟。</p> <p>[三和区] 住家一部損壊8棟、非住家全壊2棟、一部損壊24棟。</p> <p>[名立区] 住家一部損壊2棟、非住家一部損壊7棟。</p>
2013(平成25)年 9月16日	<p>◆台風18号</p> <p>[合併前の上越市] 住家床下浸水4棟、非住家浸水4棟、公共施設一部損壊5棟、土砂災害4件。</p> <p>[安塚区] 公共施設一部損壊1棟。</p> <p>[牧区] 公共施設一部損壊1棟、土砂災害2件。</p> <p>[柿崎区] 住家一部損壊1棟、公共施設一部損壊1棟、土砂災害1件。</p> <p>[大潟区] 住家一部損壊1棟。</p>

災害発生日	災害の状況
	[清里区] 公共施設一部損壊1棟。 [三和区] 非住家浸水3棟。 [名立区] 土砂災害3件。 その他、市内各地において道路、河川、農道等に冠水や崩落等の被害発生。
2016(平成28)年 4月17日	◆強風被害 [合併前の上越市] 軽傷者1名、重傷者2名、住家一部損壊13棟、非住家一部損壊18棟、公共施設被害10件 [安塚区] 公共施設被害2件 [浦川原区] 非住家一部損壊3棟、公共施設被害2件 [大島区] 公共施設被害1件 [牧区] 非住家一部損壊1棟、公共施設被害2件 [柿崎区] 非住家一部損壊2棟、公共施設被害2件 [大潟区] 公共施設被害1件 [頸城区] 非住家一部損壊4棟、公共施設被害2件 [吉川区] 住家一部損壊1棟、非住家一部損壊5棟 [中郷区] 非住家一部損壊1棟、公共施設被害1件 [板倉区] 非住家一部損壊1棟 [三和区] 住家一部損壊5棟、非住家一部損壊39棟、公共施設被害2件 その他倒木等の被害62件発生。
2016(平成28)年 7月26～27日	◆大雨被害 [合併前の上越市] 住家床上浸水1棟、住家床下浸水51棟、非住家浸水55棟、公共施設被害5件 [浦川原区] 住家床下浸水1棟 [板倉区] 住家床下浸水1棟、非住家浸水1棟 [三和区] 住家床下浸水5棟、非住家浸水4棟 その他、道路・水路等の被害170件発生。
2016(平成28)年 10月5～6日	◆台風18号 [合併前の上越市] 非住家一部損壊1棟、公共施設被害4件 [浦川原区] 公共施設被害1件 [柿崎区] 公共施設被害2件 [大潟区] 非住家一部損壊1棟 [頸城区] 住家一部損壊1棟 [吉川区] 非住家一部損壊1棟 [中郷区] 公共施設被害1件 [三和区] 住家一部損壊1棟、非住家一部損壊1棟 その他倒木等の被害36件発生。
2019(令和元)年 10月11～12日	◆台風19号 [合併前の上越市] 住家一部損壊12棟、床上浸水4棟、床下浸水93棟、非住家一部損壊13棟、床上浸水4棟、床下浸水2棟、浸水35棟、公共施設被害15件 [浦川原区] 住家床下浸水2棟、 [大島区] 非住家一部損壊1棟 [牧区] 住家一部損壊1棟、非住家一部損壊1棟 [柿崎区] 住家一部損壊2棟、公共施設被害4件 [大潟区] 住家一部損壊2棟、非住家一部損壊2棟 [頸城区] 住家一部損壊1棟、非住家一部損壊4棟、公共施設被害2件 [中郷区] 非住家一部損壊2棟、浸水2棟、公共施設被害1件 [三和区] 住家一部損壊1棟、非住家一部損壊1棟、公共施設被害1件 その他、市内各地において道路、河川、農道等に冠水や崩落等の被害1,024件発生。

第7部 使用様式等

旧市町村史・旧市町村地域防災計画から確認できる主な土砂災害のリスト

上越市地域防災計画策定業務報告書・防災アセスメント調査（平成19年3月）より抜粋
平成21年以降出典：市作成の災害履歴

災害発生年月日	災害の状況
1880(明治13)年 3月24日	[清里区] 梨窪：上越度の大山崩れにより、住宅全壊2件、納屋全壊4件。
1881(明治14)年	[名立区] 東蒲生田：地すべりにより、家屋倒壊。
1886(明治19)年 5月7日	[清里区] 梨窪：越度の山崩れにより住居2棟、納屋1棟全壊。
1891(明治24)年	[名立区] 西蒲生田：加勢谷で地すべりが発生。家屋全壊5戸。
1897(明治30)年 8月5日	[清里区] 梨窪：上越度の大山崩れにより、住宅全壊1棟、半壊2棟。
1897(明治30)年	[名立区] 小田島：地すべりにより、人家5戸が被害を受ける。
1908(明治41)年 5月7日	[清里区] 青柳：30haで地すべり発生。住宅流出14棟、水車場流失9棟、倒壊建物2棟、田流失埋没105反。
1926(大正15)年 10月18日	[牧区] 牧小学校の裏山で地すべりが発生し、校舎を突く状態となる。
1934(昭和9)年	[清里区] 荒牧：大倉地すべり。幅80m、縦50m。
1944(昭和19)年	[浦川原区] 上猪子田：幅20m、長さ80mの地すべり発生。住宅2棟倒壊。 [三和区] 桑曾根：土地や樹木が川まで押し流されるなどの被害。
1952(昭和27)年	[三和区] 風巻神社の地すべりが始まり、復旧補強工事を施すも昭和30年に工事箇所が崩壊し、昭和31年に本殿が破損する被害が発生。
1955(昭和30)年 2月20日	[牧区] 川井沢：地すべりが発生。被害面積は50ha。住家1棟が倒壊し、田畑、県道に多大な被害をもたらす。
1955(昭和30)年	[柿崎区] 東横山：大規模な地すべりが発生。
1956(昭和31)年 7月1日	[大島区] 板山：県道土砂崩れ。復旧作業中の消防団員17人が再度の土砂崩れの下敷きとなり重軽傷を負う。
1961(昭和36)年 2月12日	[清里区] 上深沢：玄藤寺地すべり。避難勧告8世帯、玄藤寺新田沿いの送電施設全壊。
1962(昭和37)年 3月11日	[大島区] 仁上：地すべりにより、水田10ha、山林2haが押し流される。住宅2戸避難。
1964(昭和39)年 4月2日	[大島区] 仁上：幅50m、深さ5mの土砂が約300mにわたって流出。住宅2戸に流れ込み、その後の危険性から住宅2戸は取り壊される。
1964(昭和39)年	[三和区] 大：多能ダム近くで地すべりが発生。民家1戸に被害が発生し移転。
1966(昭和41)年 5月17日	[清里区] 鶯沢：長池の災害。堤防に亀裂入り、漏水増大、自主避難8世帯。
1976(昭和51)年 4月16日	[清里区] 梨窪：狐塚地区上部の地すべり。
1979(昭和54)年 12月3日	[牧区] 午後4時半頃、地すべりが発生。幅70m、長さ450m、深さ10mにわたり、22万m ³ の土砂が沢沿いに動く。この地点は昭和30年にも地すべりが発生。
1980(昭和55)年 10月20日	[大島区] 西沢：午前4時頃、西沢で長さ100m、幅30mの地すべり。住宅1戸（6人）が避難のため立ち退き後、倒壊。
1981(昭和56)年 11月30日	[安塚区] 坊金：民家の裏山で地すべりが発生し、土砂流出のおそれがあるので立退勧告を発令。農地、道路、山林に被害を受けた。
1983(昭和58)年 7月22日	[安塚区] 二本木：集中豪雨により地すべりが発生し、農地と道路が被害を受け、民家が危険となったため立退勧告を発令。
1985(昭和60)年 4月15日	[板倉区] 別所：避難勧告5世帯15人、流出土砂25万m ³ 。田0.4ha、畑0.1ha、山林0.5ha、農道260m、水路170mに被害。

災害発生日	災害の状況
1985(昭和60)年 11月28日	[安塚区] 安塚：集中豪雨により地すべりが発生し、家屋、道路、農地に被害を受けた。民家2戸に立退勧告を発令した。
1985(昭和60)年 12月13日	[安塚区] 真萩平：地すべりが発生し、家屋、道路、農地に大きな被害。人家に立退勧告を発令し、その後家屋を取り壊す。
1988(昭和63)年 2月29日	[板倉区] 釜塚：釜塚地すべり。田2.5ha、畑0.5ha、道路決壊6箇所850m、水路決壊6箇所1,100m、被害総額41,800万円。
1995(平成7)年 4月22日	[清里区] 梨平：滝ノ脇地すべり。幅250m、縦160m、土量50万m ³ 。被害額5億円。
1995(平成7)年 7月11日	◆7.11水害 [安塚区] 二本木：集中豪雨により地すべりが発生し、農地と道路に大きな被害。また、町内各地で崖崩れが発生し、民家6戸に対し避難勧告を発令。家屋に対する被害は、一部破損5戸、床下浸水28戸。
1996(平成8)年 5月6日	[安塚区] 上船倉：融雪による大規模地すべりが発生し、長さ480m、幅150m、深さ20m、勾配14度、面積72,000m ² 、土砂量1,440,000m ³ 。町道150m交通不能。農道橋1橋流出、取付道40m被災。砂防ダム3基埋没。
1998(平成10)年 11月28日	[安塚区] 俎倉地すべり。長さ1,000m、幅180m、深さ10m、総面積18ha、推定移動土量180万m ³ の地すべりが発生し、国道403号が100mにわたり流出するとともに、林道菱ヶ岳線の小黒川にかかるボックスカルバートが閉塞し不通となる。
2000(平成12)年 4月20日	[安塚区] 大和合地区地すべり。長さ300m、幅200m、深さ10m、総面積6ha、推定移動土量60万m ³ の地すべりが発生。約1kmにわたって土砂が流出し、船倉川に押し寄せる。
2002(平成14)年 4月12日	[牧区] 今清水：幅120m、長さ220m、移動層厚15mにわたり地すべりが発生し、国道405号が高さ3m程隆起する。
2002(平成14)年 11月6日	[牧区] 田島：幅60m、長さ250m、深さ10mにわたり地すべりが発生。県道60m、村道40mが流出し、土砂が飯田川を閉塞する危険があり、消防団員が徹夜で警戒するとともに、対策工事を並行して行う。
2009(平成21)年 4月23日	[安塚区] 上船倉：上山地すべり。幅70m、長さ150mにより田に被害
2012(平成24)年 3月7日	◆板倉区国川地内地すべり：幅150m、長さ500m、高さ20m、移動土砂量約750,000m ³ 。21世帯83人に避難勧告、5世帯20人に避難準備情報が発令される。3月10日付で災害救助法適用。住家4棟全壊、非住家7棟全壊、県道三和新井線、市道、農道、林道や上下水道等が被災。農業用水である上江用水の幹線が被災し、損壊・閉塞した。
2012(平成24)年 4月12日	[浦川原区] 東俣：幅30m、長さ50m、高さ25mにわたり約500m ³ の土砂が流出。市道東俣上柿野線が通行不能となり3世帯8人が一時的に孤立。
2014(平成26)年 12月24～25日	[合併前上越市] 五智6丁目地内、市道五智居多ヶ浜シーサイドライン線で土砂崩れが発生。避難所を開設し、4世帯8人が避難。市道3か所が通行止めとなった。

旧市町村史・旧市町村地域防災計画から確認できる主な雪害のリスト

上越市地域防災計画策定業務報告書・防災アセスメント調査（平成19年3月）より抜粋
平成18年以降出典：市作成の災害履歴

災害発生年月日	災害の状況
1927(昭和2)年 1～2月	<p>[合併前の上越市] 1月18日から雪が降り続き1月末の積雪は175cmとなった。2月9日には176cmの降雪を記録し、積雪は375cmに達した。 <被害>家屋全壊22戸、半壊54戸、破損69戸、被害総額104万8672円にのぼり、列車、道路の不通、電話不通などの被害も発生した。後谷で雪崩、分教場等を襲い、死者6名、負傷1名、家屋倒壊5戸などの被害があった。</p> <p>[浦川原区] 2月21日、小谷島において、折からの大雪で現在の旧国道に雪崩が発生した。6人死亡。</p> <p>[牧区] 1月18日から2月13日まで降り続き、各家では雪下ろしに負われ、学校は休校となった。2月9日午後原小学校木造2階建校舎が倒壊したほか、全壊住家2戸非住家1戸。半壊住家25戸、非住家3戸等の被害があった。また2月末まで停電が続き、電話の不通も相次いだ。</p> <p>[大潟区] 大雪、2階から出入り。列車2週間不通。</p>
1944(昭和19)年 12月～ 1945(昭和20)年	<p>[牧区] 12月の当初から絶え間なく降雪があり、深雪の期間が長期にわたった。また第二次大戦の末期で青壮年男子は軍隊や軍需工場に動員され村に残っているものは少なく、除雪作業は困難をきわめたほか、スコップ等の除雪道具、衣類、食料、燃料等生活必需物資全般に欠乏し、雪との戦いに苦しんだ。</p>
1961(昭和36)年 1～2月	<p>◆36豪雪 [安塚区] 積雪3mに達し輸送がストップし、住民の日常生活に大きな被害が出て、災害救助法が発動された。 [大潟区] 積雪2.6m、交通寸断・まひ。停電8日間続く。高圧柱661件の折損、高圧断線1,028件、低圧断線6,008件、変圧器等3,224件の大災害となる。</p>
1963(昭和38)年 1～2月	<p>[吉川区] [三和区] 昭和38年1～2月に豪雪の記録あり。</p>
1977(昭和52)年 1～2月	<p>[板倉区] 豪雪により家屋全壊3棟、半壊1棟、重傷者1名。</p>
1981(昭和56)年 1～2月	<p>◆56豪雪 [浦川原区] 昭和56年1月11日から13日まで毎日70cmの降雪があり、その後も降り続き288cmに達した。各家庭では8～10回も屋根の雪下ろしを行った。 [大島区] 災害救助法が適用された。 [牧区] 1月10日から翌日の朝までの降雪が柳島で91cm、棚広では1mを超えた。道路除雪は一般車両の通行確保が精一杯で、バスは全面運休した。31日までに道路や小・中学校等の公共施設の除排雪に4,500万円余り要し、災害救助法の適用を受けた。一般住宅の屋根より積雪が高くなり、家の入り口確保がやっとで、留守世帯や蔵の倒壊が相次いだ。 [板倉区] 家屋半壊1棟、重傷者2名、軽傷者1名。</p>
1983(昭和58)年 2月	<p>◆58豪雪 [中郷区] 最大降雪量93cm(2月13日)、最大積雪深270cm(2月14日)。</p>
1984(昭和59)年 1～2月	<p>◆59豪雪： [合併前の上越市] 12月中の積雪は91cmであったが、その後の降雪により1月5日に100cm、1月25日200cm、2月17日には、292cmに達した。 <被害>重傷4人、軽傷4人、北陸自動車道、国道、県道などが所々で不通となり、列車やバスなどの交通機関が多数運休、直江津港も大雪と季節風でマヒ状態に陥った。また、作物倒伏など農林業にも被害があった。 [安塚区] 1月11日頃から降り続いた雪が1月下旬には3mを越し、除雪が間に合わず道路交通がストップし、住民の生活に大きな被害が出た。2月7日災害救助法が発動された。 [大島区] 大島村豪雪対策本部設置1月11日～、新潟県災害救助条例、31日から国の災害救助法の適用を受ける。排除雪経費4,800万円。1月12～13日菖蒲で160cm降雪。2月9日菖蒲で最</p>

災害発生年月日	災害の状況
	<p>高積雪量565cm。1月26日未明、深沢で表層雪崩。車庫1棟全壊、県道上越安塚柏崎線が一時通行止め。</p> <p>[牧区] 1月中旬から本格的な降雪となり、26日には1日で70cmの降雪を記録し、積雪は村内全域で3mを超えた。28日に災害救助条例、2月7日には災害救助法の適用を受けた。柳島で373cm、宇津小学校で580cmの過去最高積雪を記録した。</p> <p>[大潟区] 12月半ばから強い冬型の気圧配置が時々現れる。12月28日には気温はマイナス7.6度で記録的に低い温度となり、連日降雪となる。1月24日に57cm、25日に88cmが降雪、この日210cmの積雪となる。その後、低温と降雪が続き、降雪の終日は4月14日であった。</p> <p>[中郷区] 最大降雪量80cm（1月16日、2月14日）、最大積雪深385cm（3月1日）。</p> <p><被害>死者2人、重傷3人、軽傷1人、住家：一部破損1棟、床下浸水2棟、非住家：床下浸水4棟、一部破損7棟。災害救助法適用、被害総額5,192万円。</p> <p>[板倉区] 家屋全壊1棟、一部破壊273棟、重傷者3名、軽傷者1名。</p>
1984(昭和59)年 12月～ 1985(昭和60)年 3月	<p>◆60豪雪： [合併前の上越市] 前年の12月22日から大雪となり、26日には113cmを記録、28日には102cmの降雪があり、翌29日の積雪は221cm、30日には12月の積雪量としては過去2位の224cmに達し、初の年末一斉雪おろしが実施された。</p> <p><被害>死者6人、重傷12人、軽傷15人、負傷者12人、住宅一部破損195棟、床上浸水4棟、床下浸水11棟、列車の運休も多数発生した。</p> <p>[大潟区] 12月9日に降り始めた雪は18日に68cmに達するが、その後の雨で元旦には積雪0cmとなる。しかし、1月20日から降り出した雪は1月28日に積雪180cmを記録する。1月31日から2月12日まで連日の降雪、2月3日には78cmの降雪、2月6日には役場付近の積雪は227cmに達し、高田では324cmに達し戦後第1位の記録となった。この日、雪の重みで潟町の店舗が倒壊、この年の根雪期間は107日となり、積雪の終日は3月28日であった。</p> <p>[中郷区] 最大降雪量130cm（59年12月28日、60年1月6日）、最大積雪深385cm（1月7日）。</p> <p><被害>重傷8人、軽傷1人、住家：一部破損3棟、床下浸水7棟、非住家：全壊8棟、床下浸水8棟、災害救助法適用、被害総額9,521万円。</p> <p>[板倉区] 床下浸水5棟、重傷者2名。</p>
1986(昭和61)年 1～2月	<p>◆61豪雪： [合併前の上越市] 重傷15、軽傷14人、住宅一部破損5棟、床上浸水1棟、床下浸水12棟。2月22日には茶屋ヶ原で雪崩が発生し国道8号が一時不通となった。</p> <p>[大島区] 1月11日午前10時大島村災害対策本部設置。1月9日からの48時間降雪量は、役場230cm、田麦225cm、菖蒲185cm。1月25日大島村災害救助条例を発動、県災害救助条例の適用。1月27日牛ヶ鼻で雪崩発生住宅一部損壊。2月1日仁上で排雪作業中のブルドーザーに接触して死亡事故発生。</p> <p>[大潟区] 1月31日の積雪は150cm、高橋新田180cm、内雁子は185cmに達した。最深積雪は役場付近で227cm、内雁子で265cmだった。</p> <p>[中郷区] 最大降雪量95cm（1月25日）最大積雪深350cm（2月6日、7日）。</p> <p><被害>重傷2人、住家：床下浸水13棟、非住家：工場・倉庫全壊2棟、床下浸水2棟、被害総額7,108万円。</p>
1996(平成8)年 2月	<p>[中郷区] 最大降雪量106cm（2月1日）、最大積雪深254cm（2月2日）。</p> <p><被害>住家：一部破損1棟、床下浸水2棟、非住家：床下浸水車庫1棟、物置2棟。</p>
2001(平成13)年 1月	<p>[中郷区] 最大降雪量88cm（1月16日）、最大積雪深230cm（1月17日）。</p> <p><被害>骨折2人、転倒2人、住家：一部損壊1棟、非住家：作業小屋倒壊1棟。</p>
2006(平成18)年 12月～ 2月	<p>◆平成18年豪雪 1月8日付災害救助法が適用 <被害>死者4人、重傷者16人、軽傷者14人、住家全壊1棟、一部損壊4棟、非住家全壊24棟、半壊3棟、一部損壊7棟 [合併前の上越市] 1月13日～高田地区で一斉雪下ろしを実施。高田測候所において最大積雪</p>

第7部 使用様式等

災害発生年月日	災害の状況
	深156cm（2月6日）を観測 <被害>死者1人、重傷者7人、軽傷者8人
2010(平成22年) 12月～ 2011年(平成23) 2月	1月30日付災害救助法が適用 <被害>死者4人、重傷者24人、軽傷者24人、住家全壊1棟、一部損壊14棟、非住家全壊18棟、半壊6棟、一部損壊20棟 [合併前の上越市] 高田地区で一斉雪下ろしを実施。最大降雪量53cm（1月15日）、最大積雪量150cm（1月31日）を観測 <被害>死者1人、重傷者10人、軽傷者12人、住家一部損壊7棟、非住家全壊6棟、半壊2棟、一部損壊8棟 [安塚区] 須川観測地点における最大降雪量85cm（1月30日）、最大積雪深380cm（1月31日） <被害>死者1人、重傷者1人、軽傷者1人、住宅全壊1棟、一部損壊1棟、非住家全壊4棟、一部損壊5棟
2012(平成24)年 1月～2月	1月28日付災害救助法が全市に適用 <被害>死者1人、重傷者41人、軽傷者28人、住家全壊2棟、一部損壊171棟、非住家全壊48棟、大規模半壊4棟、半壊4棟、一部損壊58棟 [合併前の上越市] 2月4日～高田地区で一斉雪下ろしを実施。高田では26年ぶりに2mを超える積雪を観測。高田測候所における最大積雪深213cm（2月11日）を観測。 <被害>重傷者17人、軽傷者9人、住家半壊1棟、一部損壊69棟 [牧区] 棚広新田観測地点における最大降雪量137cm（1月27日）、最大積雪深568cm（2月12日） <被害>重傷者3人、軽傷者1人、住家半壊1件、一部損壊10棟 [中郷区] 1月14日旧中郷村に災害救助法が適用、最大降雪量107cm（1月27日）、最大積雪深359cm（2月3日） <被害>重傷者3人、軽傷者5人、住家一部損壊27棟 [板倉区] てらの桜園観測地点における最大積雪量100cm（1月27日）、最大積雪深460cm（2月13日） <被害>重傷者3人、軽傷者3人、一部損壊23棟 [清里区] 青柳観測地点における最大降雪量108cm（1月27日）、最大積雪深563cm（2月11日） <被害>重傷者2人、住家全壊1棟、一部損壊5棟
2014(平成26)年 12月～ 2015(平成27)年 2月	2月10日付新潟県災害救助条例が適用（安塚区、大島区、牧区） <被害>死者1人、重傷者8人、軽傷者11人、住家一部損壊4棟、非住家全壊10棟、一部損壊5棟、その他一部損壊1棟
2021(令和3)年 1月	1月10日付災害救助法が全市に適用 1月23日～高田地区で一斉雪下ろしを実施 高田特別地域気象観測所における最大降雪量103cm（観測史上1位：1月8日）、最大積雪深249cm（1月11日） <被害>死者6人、重傷者21人、軽傷者34人、住家全壊1棟、大規模半壊1棟、半壊2棟、準半壊1棟、一部損壊232棟、非住家全壊87棟、大規模半壊4棟、中規模半壊2棟、半壊12棟、準半壊12棟、一部損壊178棟
2021(令和3)年 12月～ 2022(令和4)年 2月	2月22日付新潟県災害救助条例が適用（中郷区） 2月23日付新潟県災害救助条例が適用（牧区、板倉区） 2月24日付新潟県災害救助条例が適用（安塚区、大島区、清里区） <被害>死者2人、重傷者9人、軽傷者14人、住家一部損壊5棟、非住家全壊8棟、半壊3棟、一部損壊6棟 清里区青柳観測地点における最大降雪量102cm（12月31日） 牧区棚広新田観測地点における最大積雪深450cm（2月24日）

旧市町村史・旧市町村地域防災計画等から確認できる主な既往地震・火山災害のリスト

平成21年以降出典：市作成の災害履歴

災害発生年月日	災害の状況
1633(寛永11)年 5月5日	旧暦5月5日越後地震
1665(寛文5)年 12月26日	旧暦12月26日27日高田 高田城、家屋等の被害、50人以上の死者
1751(宝暦元)年 4月25日	旧暦4月25日、中頸城高田大震、高田城、家屋倒壊、名立で山崩れ、16300余人死亡
1773(安永2)年 3月14日 6月初旬	新潟焼山噴火、降下火山灰と火砕流が噴出。北方へ火砕流噴火、初めて南側にも火砕流が流下 旧暦6月高田で地震
1826(文政9)年 11月12日	旧暦11月12日長岡大地震、高田本願寺倒壊出火多くの死者、海岸線崩壊
1847(弘化4)年 3月24日	旧暦3月24日、高田、頸城郡で全半壊1569軒
1852(嘉永5)年 9月20日	旧暦9月20日新潟焼山噴火、北西山腹噴火
1853(嘉永6)年 2月、3月	旧暦2月、3月新潟焼山噴火、北西山腹噴火
1854(安政元)年 月日不明	新潟焼山噴火
1949(昭和24)年 2月5日、8日	新潟焼山2月5日噴火 爆発音、北関東に降灰。2月8日にも噴火、爆発音。 鳴動、爆発音。雪解けに伴い5月14日から早川変色。
1962(昭和37)年 3月14日	新潟焼山小規模な水蒸気爆発により、野尻湖付近まで降灰。
1963(昭和38)年 2月14日	新潟焼山小規模な水蒸気爆発により、山腹に降灰。2月15日、3月19日、7月10日にも、それぞれ小爆発があった。
1974(昭和49)年 7月28日	7月28日の未明に新潟焼山割れ目噴火(水蒸気爆発)。降灰域は現上越市まで達し(北東100km)、降灰65万トン、泥石流発生。噴石のため山頂付近にキャンプ中の登山者3名死亡
2004(平成16)年 10月23日	10月23日中越地震 現上越市の最大震度：安塚で震度6弱 新潟県、長野県、埼玉県、福島県、群馬県で死者40人、重傷者522人、軽傷者4042人 建物被害105542棟、ライフライン等に被害、崩壊箇所多数
2007(平成19)年 7月16日	7月16日中越沖地震 現上越市の最大震度：柿崎区等震度6弱、 上越市の被害：死亡・行方不明者なし、負傷158人(うち重傷者数22人) 建物被害(住家)：全壊14棟、大規模半壊1棟、半壊62棟、一部損壊2651棟
2009(平成21)年 5月12日	午後7時40分頃に地震が発生(最大震度：安塚区、大島区で震度4) 建物被害：安塚区、浦川原区等の公共施設4棟で一部損壊
2010(平成22)年 10月3日	午前9時26分地震が発生(最大震度：牧区、清里区で震度5弱) 上越市の被害：非住家4棟一部損壊
2011(平成23)年 3月12日	◆長野県北部地震 最大震度5強(三和区) 上越市の被害：死亡・行方不明者なし、負傷者4人(うち重傷者数1人)住家被害：全壊2棟、大規模半壊2棟、半壊16棟、一部損壊201棟、非住家被害：全壊11棟、大規模半壊2棟、半壊2棟、一部損壊51棟
2014(平成26)年 11月22日	午後10時8分地震発生 最大震度4(頸城区、中郷区、板倉区、三和区、名立区) 上越市の被害：道路4件、その他の被害2件

第7部 使用様式等

災害発生年月日	災害の状況
2024(令和6)年 1月1日	午後4時10分地震発生 最大震度5強（頸城区、中郷区、板倉区、三和区、名立区） ※以下 2024年2月7日時点で把握している被害状況を記載する。 上越市の被害：死亡・行方不明者なし、負傷6人（うち重傷者数1人） 建物被害（住家）：全壊2棟、大規模半壊9棟、半壊18棟、一部損壊1028棟

本年表は、合併前の旧市町村地域防災計画に記載されている災害履歴及び江戸期以降の災害について記載し、江戸期の災害については徳川実紀、慶弘紀聞、武江年表、上越市史、旧市町村史、火山総覧、地震総覧等を参考に記載した。

上越市地域防災計画 資料編

令和8年3月修正

編集・発行 上越市防災会議
(事務局 上越市防災危機管理部市民安全課)

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

T E L 025-520-5660 (直通)

F A X 025-526-5061 (直通)

E-mail shimin-anzen@city.joetsu.lg.jp